
平成22年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成22年12月9日 (木曜日)

議事日程(2)

平成22年12月9日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 益田美恵子	2番 貝掛 俊之	3番 田島 憲道	4番 辻本 一夫
5番 小田 武人	6番 岡 夏子	7番 今井 保利	8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸	10番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 古野 嘉子	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、4番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

おはようございます。4番、辻本です。

まず、一般質問に入る前に、町民の長年の悲願でありました芦屋橋が開通したことに対して、町長始め関係者の方々のご努力に敬意を表しますとともに、開通式典の日に開催いたしました祭り芦屋に多くの町民の方が参加され、盛会裏に終了することができましたことを、主催者の一人として、この場をかりまして御礼申し上げます。

それでは、質問に移ります。

件名1、観光施策についてであります。

本町の観光施策は、総合振興計画や観光まちづくりビジョンに基づき、芦屋釜の里を始め、自然と歴史を生かし、町外からの入り込み客数による活性化を図ろうとしております。そこで、第1点目は、観光施策への取り組み状況と課題について、2点目に、芦屋港湾地区を中心とした海岸線の整備・充実化を図ることが観光立町芦屋に重要だと考えますが、この地域の活用についての考えがあるのかどうかをお尋ねします。

件名2、公共工事に係る各種制度の見直しについてお尋ねします。

これは、厳しい経営環境にある地元業者育成の観点から、第1点目は、総合評価落札制度方式を導入する自治体がふえておりますが、本町においても導入の考えがあるのかないかお尋ねします。

第2点目は、入札から完工までの各手続における最低制限価格及び契約保証金制度、前渡金制度等の見直しについてお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、観光施策につきまして、要旨1、観光施策への取り組み状況と課題についてというご質問に対してお答えいたします。

観光施策の取り組みとしては、ハード事業としてレジャープールアクアシアンやマリンテラスあしやの改修事業を始め海浜公園、魚見公園などの整備、観光看板の設置、長年の懸案であった洞山崩落防止工事など、来訪者が快適に利用できるように整備を行っております。また、狩尾岬には直方北九州自転車道中継基地が県事業で整備されております。あわせて、山鹿側護岸の遠賀川河口水辺整備事業や祇園崎の魚道改良公園化事業が国の事業として現在進められております。

ソフト事業としては、花火大会の再開や、芦屋町観光協会による精霊流し、レンタサイクル、海水浴場開設事業及び民間活力で実施されました芦屋夜市、祭り芦屋、

サンドアートインアクアシアンなど観光イベントへの支援活動を行っております。これらハード事業やソフト事業により観光客の誘致や地域の活性化に取り組んでいるところでもあります。

広域的な観光施策としては、福岡県観光連盟や北九州地区観光協議会及び玄海地区観光連絡協議会との連携を図り、県内外の各種イベントへ参加し、釜の里などの芦屋の魅力を発信するとともに、共同で観光ルートマップ作成など、県内外から多くの方が芦屋町に訪れていただけるようPR活動を行っております。

芦屋町は観光資源として、自然や歴史文化が豊富であり、これら観光資源を有効に活用して、もう一度行ってみたいと思わせる魅力ある地域づくりが観光施策の本質だと思っております。

しかし、観光政策を進める上で幾つかの課題も挙げられます。芦屋町の観光は夏季に特化した施設イベントが主で、オールシーズンの観光が少ないこと、神社・仏閣、自然、景観地など点在した観光資源を線で結ぶなど多様な観光ルートが設定されていなく、観光資源の有効活用が図られていないこと。またイベントなどを開催してもにぎわいがイベント会場で終わってしまい、商店など地域経済への波及効果に直接結びついていないような課題が挙げられます。

次に、要旨2点目の、芦屋港湾地区を中心とした海岸線の整備・充実化を図ることが観光立町芦屋に不可欠であると思うが、この地区の有効利用について町の考えを訪ねるとのことのご質問の中で、まず海岸線の整備・充実についてお答えいたします。

芦屋町は美しく豊かな自然に恵まれています。特に、海岸線は、ハマユウ群生地、奇岩が広がる千畳敷、洞山、そして白い砂浜へと変化に富んでおり、芦屋町の観光資源としての要所でもあります。海岸線に面した海浜公園は、指定管理者である芦屋町観光協会がいつもきれいな公園を目指し日々の維持管理を行っております。しかし、冬場の強い北風の影響で多量の砂が堆積するため、夏場のシーズン前には、快適に利用できるようにと、公園内に堆積した砂を除去しております。また、海浜公園は冬場などシーズンオフの利用者が少ないことから、今年度、観光看板を設置し、公園施設の案内を行うとともに、公園奥の芝生広場には駐車場を整備し、今まで利用者が少なかったエリアへの誘導を図り、利用客の増に努めております。なみかけ大橋を渡り終えた魚見公園周辺では、なみかけ大橋建設に伴い長年分断されていた魚見公園散策道路が22年度末で開通いたします。なみかけ大橋から国民宿舎、または梅林公園への散策が可能になります。今後、魚見公園一帯も海岸線の観光エリアとして情報発信を行い集客を図っていきたいと考えております。

洞山地区では、昨年、洞山崩落防止工事も完了いたしました。しかし、まだまだ周辺整備が十分ではなく、漁業エリアと海洋レクリエーションエリアが混在しております。今後は荷さばき所など漁業施設が中波止へ移設した後は、洞山周辺の整備を行い、観光エリアと漁業エリアに区分し、海の駅を含めて洞山周辺を海洋レクリエーション基地としてさらなる観光資源として活用していきたいと思っております。

最後に、狩尾岬から夏井ヶ浜にかけては、一部崩落等の危険区域があるものの、狩尾岬に直方北九州自転車道中継基地が県事業で整備され、奇岩が点在する千畳敷などの散策も容易になっております。また、仮称夏井ヶ浜公園は、今年度実施設計を行い、23年度には駐車場や花壇、展望台など新たな観光スポットとして整備していくことを計画しております。

このように、海岸線一帯の環境整備を行うことにより観光立町として広く情報発信を行い、多くの観光客誘致に努めるとともに、民間企業の進出を促し地域の活性化につなげていきたいと考えております。

以上で、回答を終わります。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

観光施策要旨の2点目、芦屋港湾地区の有効活用について答弁させていただきます。

地方港湾芦屋港は、福岡県によって昭和61年に整備されております。この活用につきましては、これまで海砂の採取に伴う利用、野積み場にあつては漁礁の製造、工事資材の仮置き場などに使われ、当初期待しておりました筑豊地区などからの物流基地としての役割は十分発揮できているとは言えない状況でございます。しかしながら、広大な背後地を持つ芦屋港は、遠賀川河口にあつて海浜公園に隣接し、さらにこの圏域周辺には広大な背後人口を有することから、非常に高いポテンシャルがあると考えております。また、芦屋町の観光レクリエーションなど地域活性化のため重要な施設にもなり得るものだと考えております。

この芦屋港の転用に関しては、21年7月に国土交通省、福岡県が参加して開催された港湾所在地市町村懇談会において、町長から、芦屋港の用途見直しについて発言していただいたことを契機に、福岡県との協議の場が設定できております。その後、福岡県の港湾課、北九州県道整備事務所との実務協議を進めております。この実務協議、第1回目の福岡県との協議は、昨年8月から始まっております。これまで4回の協議を行っております。現在、福岡県は芦屋港の活用方法などを検討するため港湾の利用状況、それから周辺住民へのアンケート調査などを実施するコンサルタント委託を行っております。このコンサルタント委託結果は、本年度中に出てまいりますので、その結果などを踏まえ、芦屋港の活用について粘り強く協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、芦屋港の用途の転用については、平成21年度から福岡県町村会の要望事項として福岡県へ正式に働きかけを行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

では、入札制度にかかわる総合評価制度の導入についてお答えいたします。

この制度の背景及び根拠から申し上げます。近年、公共投資の減少による価格競争の激化の中、低価格の入札やくじ引きによる落札者の決定が増加するとともに、適切な技術者を持たない業者による不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きてきました。このような状況に対応するため、平成17年4月から、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法というものが施行されました。この法律の基本理念は、公共工事の品質は価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないとなっています。この基本理念を具体化するものが品確法に位置づけられた総合評価方式というものです。つまり、価格のみの競争から、価格と品質で総合的にすぐれた調達への転換を目指すものです。具体的には、技術的能力に関する事

項の審査、技術提案を求める入札、技術提案についての改善の可能性、技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格の作成等が規定されています。

制度導入のメリットとしまして、一般的に5つの項目が挙げられています。まず1点目、価格と品質が総合的にすぐれた調達により優良な社会資本整備を行うことができる。2点目が、必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。3点目が、技術的能力を審査することにより、建設業者の技術的向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。4点目が、価格と品質の2つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。5点目としまして、総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能になり、一般競争入札の拡大を進めやすくなることから、透明性の確保が図られ、納税者の理解を促進するというふうになっております。

続きまして、この評価方式には5つの段階、種類がありますので、その方法を説明します。まず、1つ目が高度技術提案型、それから標準型、それから簡易型、これは技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事が対象になるものです。

それから、これから市町村向けの分ですが、市町村向けの簡易型、これが技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事が対象になります。それから特別簡易型、これは技術的な評価以外の評価項目として、企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域貢献などを評価する方式になっております。

県内の町村レベルでの取り組み状況としましては、22年度分としまして、9月末現在で4団体が試行という形で特別簡易型を実施している状況でございます。ほとんどの町村の団体で施行できてない理由として、一般的に言われている内容としましては、まず1点目が技術職員を含むスタッフの不足、2点目が審査のための外部委員会設置が困難、3点目が総合評価のメリットが少ないというふうになっております。芦屋町としましては、20年4月1日から入札制度の改正に取り組み、21年6月、それから22年4月からも同制度の改正に試行という形で取り組んでおります。このため、こういう入札制度がある程度固定化された時期にあわせて総合評価方式の導入に向け取り組みたいと考えております。

2点目、各手続における最低制限価格及び契約保証金制度、前渡金制度の見直しということなのですが、まず、最低制限価格につきましては、芦屋町の財務規則第88条で、「予定価格の10分の8を下らない範囲内の金額において定めなければならない」と定義づけております。21年の6月1日から改正しまして、以前、実質的、この「10分の8」のところ「10分の7」だったものが、21年6月からは「10分の8を下らない範囲」というふうになっておりまして、現在も施行中でありまして、今後につきましては今年の入札状況、それから近隣市町の動向を踏まえ検討を続けていきたいと考えております。

2点目の契約保証金の件です。契約保証金は、芦屋町財務規則第72条で、契約権者は町と契約を結ぶものに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部または一部を納めさせないことができるというふうになっております。主なものとして、まず1つ目ですが、保険会社と町を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券が提出されたとき。2つ目が、政令の規定により定めた資格を有するものと契約を締結する場合において、そのものが過去2カ年の間に国また地方公共団体と種類及び規模を同等以上とする契約を2回以上にわたっ

て締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限り履行証明書の提供をもって免除するという点です。それから3つ目が、随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないことなど全体で15項目にわたって規定されております。

言いかえれば、今段階では50万円以上の契約を結ぶ場合は10分の1以上の現金かそれにかわる保険証券または証明を出す必要があるというふうな制度になっております。この件につきましても、郡内及び近隣市町の動向を踏まえ、23年度の入札制度改正の中で総合的に判断していきたいと考えております。

続きまして、前渡金制度、これはいわゆる前金払いのことだと思っておりますが、これは工事関係契約事務取扱要領第30条の中で規定がありまして、対象は土木建築等に関する工事設計調査測量等で1件の請負金額が1,000万円以上で、かつ工期が60日以上のもので規定しております。関係書類として、公共工事の前払い金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、提出する必要があります。前金払いの率としましては、契約金額の10分の3以内、前金払いの限度額としましては1契約につき6,000万円、この件につきましても、郡内近隣市町の動向を踏まえ、23年度の入札制度改正の中で総合的に判断したいと考えております。

いずれにしましても、これらの制度は業者の資金繰りに影響するものですから、資金繰りによる経営圧迫等を改善するには効果があるものと認識はしております。23年度からの入札制度改正の中で総合的に判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

まず、件名1の観光施策の第1点目でございますが、先ほどからるる説明がありました。その中で、幾つか取り上げたいと思っておりますが、まず芦屋町の今の観光入り込み客の状況は夏季シーズンに特化しているという話でございました。その前に、年間の入り込み客数はどの程度になっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

約50万人程度が現在入り込み客数として数値が上がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

約50万人ということでございますが、私を感じるのは、まず釜の里、それから一番多いのはやっぱりアクアシアンのところじゃないかなと思っておりますが、そこらあたりが大きなポイントかと思っております。

そこで、芦屋釜の里の件につきましてもちょっと触れさせていただきたいと思っておりますが、この芦屋釜の里につきましても、観光まちづくりビジョンというのが策定を、たしか平成16年度だったのではないかと思っておりますが、このビジョンの策定の中での中心は芦屋釜を中心としたまちづくりを進めていくという内容のものだと思いま

す。この芦屋釜自体がやはりジャパンブランドと言える、それだけの価値があるものが芦屋町にあるわけでございますけれども、それが観光スポットの1つになっているとは言いながら、まだまだすそ野が広がっていないのではないのかなというふうに思います。

そこでお尋ねしますけれども、芦屋釜の里の運営費に毎年3,000万円ほどを繰り出しております。私の知る限りでは、このままでは芦屋釜の里の基金がここ二、三年で底をついてくるんじゃないかと思われれますが、その対策として何か考えられていることがありますか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

芦屋釜の里の基金は、平成7年にできまして、基金額は3億円でした。開園当初は一般財源を充て、それで基金の運用益をそれに充当するという考えで行ってまいりました。しかしながら、平成15年から、町の財政が苦しいとなりまして、元金を取り崩しているのが現状でございます。現時点の残は約7,000万円でございます。芦屋釜の里は確かに単純に収支から見ますとご指摘のとおり赤字でございます。しかし、芦屋釜の里は金銭では評価されない大きな役割を担って建設されております。それは芦屋釜の復興と町民の文化・教養の向上、郷土意識の高揚に寄与することではあります。ただ、ご指摘のとおり、金銭のことを考えますと、最小の経費で最大の効果を上げるために、現在、収入増を図るための努力はいたしております。具体的には観光に対応した施設として広範囲にPRを行い、先ほど観光のお話の中でもありましたように、本年度は宮崎、熊本のほうから旅行会社を通じ60回、約2,000人の方が来られています。これらに対応するために、休館日もあけております。さらには、お土産品なんかもオリジナルグッズを含め30種類ぐらい用意いたしまして、お客様のニーズにこたえ、かつ収入増を図っております。

また、ちょっとこれは少しずれるかもしれませんが、学術的にも大変高い評価を得ておりまして、現在、九州国立博物館からも青銅器の復元実験なども依頼を受けているところでございます。

釜の里の収入はそれほど大きなものではございませんけど、一つ一つ努力し、また芦屋町のPRということに関しましては、本当に芦屋釜の里から発信しているんではとないかなと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

確かにこの釜の里というのは、ほんとに芦屋町の文化の継承といいますか、そういう面で非常に大事なところで、収支バランス、僕はそこだけ言っているわけではありませんが、ただ、やはり基金残高が残り少なくなってきた、少し。そこらあたりで考えていく必要もあるかと思っております。そのことを考えると、鋳物師の方の研究努力によってその復元技術がアップしているというのも聞いておりますが、そういった復元した釜といいますか、それを素材にしたそこに生まれましてお土産品といいますか、そういったものを販売して、少しでも収入の財源に充てていくことが大事なことはないのかなと、私はこのように思います。この点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

先ほどお土産のお話もさせていただきましたけど、現在も、芦屋鋳物のお土産品の試作で、もうじき完成するところでございます。やはり来園者のニーズにこたえと申しましょうか、満足度を高めていきたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

では、次にいきます。先ほどの公園整備の話がありました。この例えば海浜公園、魚見公園、城山公園、仮称夏井ヶ浜公園といろいろ名前が出ましたけれども、要するにこれらの公園というのは、ただそこに公園があるからというだけでは行かないと思います。やはり、本来のそれぞれの公園には特徴といいますか、魅力あるものがないと町民はむろんのこと、来町者の方も足を運ばない。そういうことだと思いますので、実際の、実態の状況として、そういった家族連れが訪れやすいような環境づくりといいますか、遊具等を設置するとかいろいろなことが考えられると思いますけれども、要は公園としての形態をなしていないというのが現実だと思います。そこらあたりについて、これから整備していくということでございますので、期待したいと思います。

私は、この芦屋の観光協会の役割というのは非常に大きなものがあると思いますが、いま一つ、やはり今ちょっと釜の里が出ましたが、釜の里が持っている強みといいますか、それをもう少し生かしていくためには、そこを釜の里だけじゃなくして、やっぱり先ほどからちょっと説明がありましたように、さまざまな観光資源を組み合わせる、組み合わせた観光ルートといいますか、そういった設定するという話が出ましたが、要は、もう一度ここに新たな観光戦略というのを立て直す、そういうことが必要な時期に来ているのではないかと思います。まちづくり課長、もう一度お願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今言われましたように、確かにいろいろなところに芦屋町の観光、点在しております。ただ、それが線で結ばれていない。それはなぜかといいますと、今の観光のニーズといいますのは、見て楽しむということと、学んで楽しむ、体験して楽しむ、いろんな観光の対応がございます。それで、まだそういうようなものが整備されていない。ただ来て、そこを見て帰るといことに特化しております。今後は、観光協会と連携を図りながら、そういうふうなルート設計といいますか、特に21年の3月からレンタサイクルが観光協会のほうで始められております。今、レンタサイクルを利用されて、伺っているのが、岡垣方面だけでございます。それを何とか芦屋のほうに引っ張ってこれないだろうかということで、観光協会と調整をしながら、レンタサイクルによる観光マップといいますか、時間なり距離なり、そういうものをセッティングしたマップづくりをやろうと。その中で芦屋町のほうに足を運んでいただくということも計画しております。

今後は、先ほどご指摘がありましたように、やはりそれぞれのいいところを、特化した部分じゃなくて組み合わせながら観光施策を図っていき、また利用客の増に

つなげていければと思っております。

それとあわせて、はまゆう観光道路、特にあそこは観光道路の中でも景観も大変よろしゅうございます。来年は待望の、仮称ですけれども、夏井ヶ浜公園の整備を行います。あそこ、私も実際行ってみましたけれども、芦屋町の中で一番展望がいい、地球がほんとに丸く見えるといいますか、海岸線が丸く見えて、ほんとに地球は丸いんだなという実感を味わってきております。そういうふうなものをやはり芦屋を訪れた方々に体験させていければということで、そのようなものも結んだ中での観光施策を今後は図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

この1件目につきましては、現状と課題でございますので、大体わかりましたので、終わります。

次、2点目に移ります。先ほどからの話とちょっと重複する部分がありますが、観光施策で大事なことは、我が町を年間を通して訪れる方々を誘引することが一番大事だと思っておりますが、その中で、やっぱり芦屋町は海と川というのが、そういった地理的環境にも恵まれております。そこで、柏原から芦屋海岸までの整備充実による活性化策が非常に重要な要素であると考えますので、この海岸線の件について移らさせていただきますが、まず1点目、平成18年度からだと思っておりますが、検討されていまして芦屋海岸の飛砂対策の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

芦屋海岸の飛砂対策につきましては、福岡県が中心となって、里浜事業というものを計画しております。今、辻本議員がおっしゃいましたように、平成18年度から取り組みが始まっております。里浜事業については、飛砂を防止するために海岸に3万本以上の松を植林し育成するという膨大な計画でございます。これは、先ほども申しましたように、18年から19年に地域の方々、それから各種団体の皆さんに参加していただいて、まずワークショップ、どういったものをつくっていくということでワークショップが開催され、6回ほど開催されております。それから、翌20年度には福岡県の当時の県土木事務所、今は県道整備事務所と言われるところなんですけれども、それと学識経験者、国土交通省の職員、それから芦屋町が参加して、3回の技術検討委員会というものが開催されております。それから、21年の3月には、技術検討委員会の結果を受けて、植林の育成や松の育成、それから管理を研究する実行委員会が、これも地域の方も参加されております。2回開催されておりますが、その後中断しているというのが現状でございます。

そこで、福岡県としては何とか22年度中に第3回目の実行委員会を引き続き開催し、里浜の整備、維持管理、利活用を踏まえた組織づくり、仕組みづくりを検討することとしておりますという状況でございます。そのため、今後、町に対しては、この里浜づくりの実施に向けた調整が行われてくるものと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

今朝も実は私、犬の散歩で海岸を歩きましたが、すごく砂が飛んできている状況です。これはもう冬場すごく砂が堆積するわけでございますので、その堆積した砂が幸町、白浜、西浜地域にどんとどんと飛んでくるわけです。ということはご存じだと思いますので、早くこの件につきましては、先ほどからの里浜づくりといえますか、そういった早期実現を働きかけていただきたい。これ要望しておきます。

次に、望海団地から海側の緑地帯を含む、先ほど芦屋港湾地域といえますか、につきまして話がありました県有地の件です。この用地の広さは何平米ぐらいあるんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

芦屋港湾の用地につきましては、陸地側になるんですけど、まず野積み場と言われるところが、8カ所ございます。1号から8カ所ございます。これおのおのございますけれども、合計すれば5万7,945平米、約1万7,600坪ございます。いわゆる港の何も置いてないというか、今置いてない平べったいところなんですけれども、そこが野積み場と言われるところなんですけれども、ここが約1万7,600坪。それと、港湾の望海団地側のほうに緑地がございます。3カ所、A、B、Cってございますけれども、これが合わせて2万4,000平米、約7,200坪ございます。背後地合計しますと8万1,945平米、約2万4,831坪の広さがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

なぜこのことをお尋ねしたかといいますと、先ほどから申しておりますが、柏原から芦屋の海岸というのが、芦屋の町の特性を生かした観光のルートといえますか観光施策として活用できるんじゃないかと思っているからでございます。要は、その中でちょうど中心的位置にこの港湾地域があります。私は、地産地消といえますか、そういったこともあります。芦屋町には非常にレベルの高い農産物もあると聞いておりますし、漁業も当然あるわけでございますので、そういった第1次産業を機軸にして発展していく可能性をまだ秘めている、そういう地区になり得るという思いがあるからでございます。

そこで、町長にお尋ねしますが、この芦屋橋が開通しました。開通した山鹿側の海岸線、あれ水辺整備事業が動いてくるといえますし、山鹿の梅林公園からなみかけ大橋を越えてマリンテラスの方向に、魚見公園に行く道路も整備をされていることにつきましては承知しております。こういった整備計画とあわせて、先ほどから言っております芦屋のブランドいえますか、そういったものをつくることによって来場者に対するオールシーズン化を図ることができるんじゃないかと、このように思いますが、この点について、その中で官と民と、それと連携という言葉があります。町長が常々言ってあります町民との協働のまちづくりにはこういったあわせた取り組みが必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

お答えさせていただきます。

先ほど来より、辻本議員ご質問が全般にわたってあったわけですが、私が目指しておるもの、指示して取り組んでおるものというものが今まさに質問をいただきました。今まではつながっていない。芦屋町のそこでとまってしまうということで、いわゆる流動性というか、ということをおきまして、いろんな国、県にお願いしたり施策をやっておるわけですが、今言われましたように、まず第1にやったのが魚見公園の分断されたところですが、長年あそこが、魚見公園がなみかけ大橋を渡って、何か横断歩道みたいな形で長年放置されておりましたので、あそこを県にお願いして、あれを渡って魚見公園、芦屋釜の里、それから下において洞山海岸、狩尾岬等々、おいでになられた方が散策していただけるように、それと梅林公園とをつないでいくというように、つなぐということでは大体計画どおりにしております。それから、洞山につきましても、洞山地区を今度は観光施設と漁業施設に振り分けて区別する。そして洞山地区におきましては、今構想でございますが、魚釣り公園等々の構想も持っておるわけでありまして。

それで、あと一番大事なのが、先ほど来ご質問がっておりますように、芦屋海岸でございます。これをきっちりやりますとほぼ芦屋の海岸地域の観光としての基本ができるのではないかと考えております。ただし、今お話がありましたように、あそこは国と県との絡みがいろいろございます。一生懸命今お願いしております。背後地の問題でもそうでございます。それから飛砂対策、砂の問題でもそうでございます。今、港についてはレジャー港として認めてほしいとお願いしております。それから、背後地のあの広大な土地につきましても、無償で借り受けできないかというお願いをいたしております。飛砂の問題につきましても、またこの里浜事業という形の中で事業を行おうとしております。そして、岡垣の町長と、これはあそこの三里松原、岡垣と芦屋の浜、サイクリング道路ができておりますので、この一帯間、岡垣町と共同してその辺の砂浜を生かした観光客を誘致ができないかということで、今度ゆっくり話をしようということになっております。

もろもろそういうように、行政とすれば、行政ができる、いわゆる土台づくりというものをやっておるわけですが、あとの出番は、やはり商工会であり、観光協会であろうかと思うわけですが、いわゆる官がやることは十分今やっておるわけですが、あとは民活、商工会なりが企画を出す、観光協会から企画を出す。どういう企画、あとはもう企画力の問題だと思うんです。ということで、それを生かして、しっかり特産品だとかいうこともアイデアを出してやっていただきたいなと思っております。

残念なことに、今遠賀郡4町を比較してみますと、何か芦屋が一番元気がない。特産品にしてもあの観光と余り縁のないような水巻も一生懸命頑張っております。でかにんにくだとか、それからコスモス祭りとか。それから、遠賀、岡垣につきましてもいろんな焼酎だとか米麺だとか、いろんな形の中で、つい先日は芦屋の海岸、波津の海岸でツリーですか、イルミネーションか、そういうようなことも、これはすべて町はあくまでもバックアップ、協力するという姿勢でしかできません。いかにしてそういう方たちが行動していただけるのかということをお待ちするだけでございます。行政として私が申し上げましたように、十分その整備は整って、今からどんどん整っていくと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

最後に、観光協会や商工会に町長は何を求めますかということを知りたいと思うたら先に言われましたのでよくわかりましたが、いま一つ、先ほどから言いますように、芦屋のブランドというのを、今町長の話にも出ました特産品といいますか、やはり必要だと思います。そのためにはやっぱり農業、漁業、飲食業を含めて、関係者による協議会を一つ立ち上げて、実務者による組織を立ち上げて取り組むのが一歩前進するんじゃないかなと思います。これについては行政は担当課であります地域まちづくり課のほうでだれかが誘導していかないけません、そういう役割を負っていくことになると思いますが、その協議会設置についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

私も常々からよく電話で、芦屋町に何かうまいものがありますかと、芦屋町の名物は何ですかという問い合わせがあります。残念なことに、芦屋はこんなのがありますよというお答えがなかなかできない。ただ、乾物ものといえますか、ヒジキとかワカメとかそういうものはありますけれども、ただ来て召し上がっていただくというのがなかなか難しいような現状です。

それで、今回、来年度120周年を迎えます。それで、120周年を契機に、現在地域づくり課としてはこういうふうなうまいものといえますか、物産、そういうふうなものをちょっと開発していこうということで、120周年の事業計画に計上させていただいております。これは農業団体、漁業団体、商工会、婦人会、そういうようなもろもろの団体に声をかけながら一つのブランドをつくっていければということで立ち上げたものでございます。来年にそれをやっていきたいと思っておりますので、ご期待をしていただければと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

この件については、ぜひ早期実現をするように期待しております。

次に、時間が少し押してきました。件名2の第1点目について2回目の質問をさせていただきます。

総合評価制度につきましては、先ほどから、柴田課長のほうから説明を受けまして、聞いていまして、これは芦屋町に導入するのはちょっと今のところ難しいかなというふうに思っておりますので、この件についてはわかりました。

では、その中でも少しちょっと言葉としてあったと思いますが、地域貢献度の高い地元の企業が受注しやすいといえますか、言葉は悪いですけど、そういう環境づくりに取り組んでいる自治体もあるというふうに聞いております。例えば、今年の大雨のとき、私も消防団員ですが、そのとき感じたのは、消防団員は一生懸命やっていますが、ここでそういった支援者があつたらいいがなと思う部分も幾つもありました。そういうことを考えたときに、やはりそういった災害発生時に即対応できる建設業者の方といえますか、そういった方々に評価制度といえますか、中にプラスするというをすることによって、一方では、地場の事業者の育成の視点から

も必要な点ではなかろうかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほど、評価方式の中でもいろんな5つのパターンがあるということで、特別簡易型というのが今県内の町村で施行されているレベルなんです。今辻本議員が言われました地域貢献、それからそういう防災の状況、このあたりは評価、通常こういう評価方式のときには基本的な加算式という評価制度がありまして、地域貢献度については当然評価に値するというのがこの特別簡易型の評価です。ちなみに、一般的に今使われている内容でいきますと、そういう防災活動において防災協定を結んでいるか否か、それから消防団員を雇用しているかどうかだとか、あとボランティア活動にどれだけ参加しているかとか、またその町の独自の取り組みがいろいろあります。男女共同参画に取り組んでいたり、そういう中で組織の中に女性の役職を登用しているかどうかだとか、育児休業を会社の中でちゃんとルール化して対応しているかどうか、障がい者の雇用はちゃんとしているかどうか、そういうのを含めて地域貢献度、その他の項目として特別簡易型の中で実施するというのが実際取り組まれている団体の中身を聞くと、そういうことでの貢献度点数に反映しているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

それが特別型というやつですね。ぜひ芦屋町も導入について考えていただきたいと思います。

その中で、私も今言いましたように、災害型の防災協定を結ぶということに賛成でございますが、これについては、行政から呼びかけして参加希望者を募るのかどうか、その点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

防災協定ですよ。詳しく防災協定につきましては、いわゆる災害時の対応策として総合的にどういう対応をしたらいいかということで、総務課あたりとそのあたりはまだちょっと協議しないと何とも言えません。当然、防災協定を結ぶべきだとは思っております。今の状況でいきますと、災害等が起こっても、例えば遠賀川の水害の影響でごみがたまっても、あしたごみをとってくれという状況にあっても、今の制度の中では業者を選定して、事業量を把握して、設計書をつくって入札というふうな手法を踏まないといけない状況です。これは大変タイムラグがありまして、現場はそういうことを言えません。そういうことも踏まえまして、防災協定を結ぶことでその辺がスムーズにいくということは大変重要なことと考えていますので、今後そういうことは進めるように努力したいと思っております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

この件については非常に大事な部分だと思いますので、早急にその体制をとっていただきたいと思います。

次に、件名2、2点目につきましてでございますが、建設業における最低制限価格の見直しについてでございます。先ほどから話っておりますが、ほんとにこの芦屋町は70%から80%、この経済対策というふうな中で一環で取り組んで改正していただきましたけれども、まだまだ県では建築87%とか、結構高い数値を基準にしているところもあります。

ただ、私、これ1つ申し上げたいのは、土木と建築、設備とかいろいろありますけれども、それぞれの中で一律というのは発注頻度とかそういった工事原価といたしますか、そこを考えたときには、一律というのはちょっとおかしいんじゃないかと私は思います。その点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのあたりも踏まえまして、今後の精査の対象にしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

ここ、町長にお尋ねさせていただきます。

現在の入札制度は、先ほどから話していますように、最低価格を談合事件から受けて事前公表という方式に変更されています。その中で今80%というようにやっていたいただいておりますが、まだまだ依然として厳しい経営環境にある建設業の育成を図るために、さらなる緊急経済対策として、一定期限を決めて結構でございますが、現行の80%から85%程度に引き上げるということによって景気対策、雇用対策、そういった面からの施策にもなるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

辻本議員もご存じのように、芦屋町、そこに談合事件があつておまして、非常に関係者、芦屋町特に注目されておるわけでございます。その中にありまして、先ほど課長が述べましたように、毎年のように結局70から80とか、いろんな金額も上げて試行をしているという状況でございます。

まだまだこういう状況でございますので、議員が言われたように、来年度に向けて、いわゆる総合評価方式だとかいろんな部分について根本的に精査して、できる限りいろんな資料を取り寄せまして、ずっと85に固定できるかどうかとかいうことはわかりませんが、そのような形で努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

時間がなくなってきましたので、次に進めさせていただきます。この件につきましては非常に難しいといいますが、いろんな考え方があろうと思いますが、ただいまの件につきましては、こういった経済状況非常に悪い時期だということを念頭において協議を進めていただきたいと思います。

次の契約保証金制度の見直しと工事着手前の前渡金制度についてでございますが、

契約保証金制度につきましては、極端な言い方をしますと10%ですから200万の10%と1,000万の10%では金額には大きく差があるということがまず一つ。それから、前渡金制度につきましては、契約金額1,000万円以上になっています。ところが、今の工事の状況からすれば、1,000万というのはそんなにいっぱい出ているわけじゃないと思いますので、他町の例もありますけれども、500万とか300万とか、そういった落札金額、契約金額においても10%で構いませんけれども、そういった、少し1,000万以上というのを改正をしていただければ。先ほどちょっと話もありましたように、ほんとに工事を受けて、資材を購入し人件費を払い、一方では払うわけです。それで、今度は工事が終わった。工事完了の手續に時間がある程度、4カ月、6カ月かかるわけですから、その後しかお金が入ってこない。ということは、業者からすれば資金繰りが非常に困難な状況になってくる。ということから、先ほど資金繰りに効果があるのでこれは考えたいということでございますので、ぜひ改正のほうを検討していただきたいと思えます。

それから、もう一点だけ質問させてください。建設工事におきまして、施工管理基準というのがあると思いますが、いわばこれは工事完成書類を、工事が終わりました、完成書類を提出する際に、私の耳に入っているのは、担当者によって提出するのが異なっているということで、管理基準の統一化を図ってほしいという要望もありました。この芦屋町の施工管理基準はどのようになっているんですか。

○議長 横尾 武志君

都市計画課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

工事につきましては土木工事、建築工事等がございます。まず、土木工事につきましては、福岡県県土整備部が発行しております土木工事施行管理手引きというものに準じて芦屋町も実際行っておると。今言われますように、書類等につきましては、個人個人でというお話が今ありましたが、基本的にはこの手引きに基づきまして関係書類を提出させておるとというのが現状でございます。

それと、建築工事につきましては、国レベルで言う国交省の監修をもとにしました建築工事管理指針ということがございますので、それに準じた形で検査等を行っているのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

いわば、そういった実態が私よくわかりませんが、そういった声があるということは事実でしょうから、県のマニュアルを基準にしてやるならやるでやってもらいたいと思います。県のほうの考え方は、要は、書類の提出は簡素化というのが原則だそうでございますので、そこらあたり踏まえて、再度内部検討してもらいたいと思います。

ということで、すみません、時間が参りましたので、私の質問はこれをもって終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。再開は11時10分から再開いたします。
午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

8番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

今回、日本共産党芦屋支部で町民に対して町政アンケートを行いました。前回のアンケートと比較すると、大変に関心が高く、続々と返信されています。特に特徴的なのが、意見や要望を書き込む欄に、生活が厳しい実態や、町政や国の政治に対する意見や要望がぎっしりとスペースいっぱい書き込まれていることです。こうしたことは今までにはなかったことです。

「あなたの暮らしは」という設問に対して、79%を超える方が「かなり苦しくなった」「少し苦しくなった」と答え、「少しよくなった」「かなりよくなった」はゼロ%でした。今の政治が住民の生活を悪化させている実態が浮き彫りになっています。

その理由として年金生活で年金の減額、税金や医療費負担増、給料が下がった、こういったことが上位に上げられています。「暮らしの中で負担が重いのは」との設問には、税金が52%、国民健康保険税が50%、介護保険料利用料が41%、医療費27%、下水道料金30%が上位となっています。「町政に望むこと」という設問も、国保税の引き下げが40%や介護保険料の引き下げが37%、後期高齢者医療費の引き下げが39%、下水道料金の引き下げ39%、ごみ袋料金の引き下げ36%が上位となっております。こんなときだからこそ町政と議会が町民生活を守る本来の役割を果たすことが求められています。

そこで、住民の関心が高い国民健康保険と介護保険について伺います。

まず第1に、国民健康保険についてです。

1点目に、国保の滞納世帯は幾らあるのでしょうか。またそのうち差し押さえられている件数は幾らあるのでしょうか。

2点目に、国民健康保険の被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも受け取っていない世帯は幾らあるのでしょうか。

3点目に、政府は、今年度、非自発的失業者の保険税の軽減措置を実施しましたが、芦屋町では行っているのでしょうか。また、運用状況はどのようになっているのか伺います。

4点目に、今年9月の13日、厚生労働省は国保法第44条に基づく窓口負担軽減制度について、災害、廃業、失業などで著しく収入が減少した場合の減免条件として、1、入院療養を受ける被保険者の属する世帯であり、2、生活保護基準以下であり、3、預貯金が生活保護基準の3カ月以内の世帯を対象にするという新たな基準を示す通知を出しましたが、その運用状況はどのようになっているのでしょうか。

5点目に、政府は今年5月に国保法の改正を行いました。この中では、国保を広域化し、都道府県単位に集約するための一連の制度改変が盛り込まれました。これ

により、国保はどう変わり、住民負担、保険料はどうなるのかを伺います。

第2に、介護保険の問題について伺います。

介護保険制度が開始されて10年が経過しました。芦屋町は福岡県介護保険広域連合に加盟して介護保険制度を運営しています。

1点目に、現在の広域連合における介護保険の実態をどう考えているのか伺います。また、広域連合における問題点、課題についてはどのように考えているのか伺います。

2点目に、11月25日、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、2012年度の介護保険制度改正に向けた意見書を取りまとめました。この中では、「要支援者を介護保険のサービスの対象から外す」「年間所得200万円以上の利用料を2割に倍増」「ケアプランの有料化」「施設の居住費を軽減する給付の支給要件に資産や家族の負担能力を追加」「軽度の利用料を2割に倍増」「施設の相部屋の居住費を月5,000円値上げ」など利用者への給付削減と負担増が上げられています。これでは、「負担あって介護なし」と言われる介護保険の実態を一層深刻にします。お年寄りから生きる意欲を失わせるこのような見直し案は撤回すべきです。この見直しに対して町長はいかがお考えなのかを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 境 富雄君

要旨1点目の国保税の滞納世帯は幾らあるのか。またそのうち差し押さえ件数は幾らあるのかというご質問に対してお答えをいたします。

滞納者数21年度末でお答えをさせていただきますが、21年度末の累計666件あるわけですが、その中で21年度課税分を滞納されている方は309件でございます。

2点目の、その差し押さえ件数ということですが、国保関連の差し押さえ件数につきましては21年度中に差し押さえをした件数は、21年度の課税分を含みまして19件でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

2点目から5点目までお答えいたします。

まず2点目、国民健康保険の被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも受け取っていない世帯は幾らあるのかということですが、保険証はご存じのように1年に1度、3月末に、簡易書留の郵送でもって切り替えを行っております。ただし、滞納世帯の方には保険証ではなく手紙を送り、納付相談をしていただくようにしております。また、芦屋町では資格書は発行しておりません。したがって、現在、11月末現在では、保険証を渡していない方は滞納のある世帯80世帯、滞納のない世帯7世帯、合計87世帯です。

ただし、これは渡していないというよりも、一時役場のほうで保管しているというふうには受け取っております。

3点目、政府は今年度、非自発的失業者の保険税の軽減措置を実施しましたが、芦屋町では行っているのかというご質問なんですが、この国保税の軽減については、

国保税の改正を4月に専決処分で行い、6月の議会で報告しております。よって、22年4月1日より実施しています。運用状況についてですが、まずそういう方、該当される方については、ハローワークから交付される雇用保険受給資格者証、国民健康保険証、印鑑を持って役場の窓口に来ていただくようにしております。

なお、この件については6月の広報あしやで広報しております。

運用状況についてですが、22年11月末現在、25件の申請があり、同様の件数25件の国保税の軽減を行っております。

続きまして、4点目、今年9月13日の厚労省の国民健康保険法第44条に基づく窓口負担軽減制度について、災害、廃業、失業などで著しく収入が減少した場合の減免条件として、1、入院療養を受ける被保険者の属する世帯、2、生活保護基準以下、3、預貯金が生活保護基準の3カ月以内の世帯を対象にする新たな基準を示す通知を出したが、その運用状況はどうかということですが、まず、各市町村が行っている国民健康保険制度、もちろん川上議員はご存じだと思いますが、国、県の補助金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金及び国民健康保険税の収入をもって医療給付を行うものです。しかしながら、国保税の伸び悩みや国、県補助金の減額、医療費の増大等により、その運営基盤は脆弱となっており、そのため一般会計より運営補助として補助金を受けております。このような財政状況の中では、これ以上の財政負担は困難と感じております。また、県内初め郡内他町も実施しておりません。したがいまして、現時点ではこの制度の運用の実施は難しい状況にあると思います。

5点目、政府は今年5月に国民健康保険法の改正を行いました。この中では、国保を広域化し、都道府県単位に集約するための一連の制度変革が盛り込まれました。これにより国保はどう変わるのか、また住民負担、特に保険料はどうなるのかということですが、この改正の中での広域化に関することは、市町村国保の財政の安定化を図るために都道府県単位による運営の広域化を推進する措置を実施すると法律で規定されました。これを受けて、福岡県では、福岡縣市町村国保広域化等支援方針を12月、今月までに各自治体の意見を集約した上で定める予定です。

また住民負担、保険料については県単位での保険率等として目標となる標準を今後設定していくことになるというふうに定められました。

なお、スケジュール的には、この支援方針等計画については24年度末を目標に作成することとなっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

介護保険につきまして、1点目の介護保険広域連合の実態と問題点、課題についてお答えいたします。

福岡県介護保険連合は、介護保険制度が始まりました平成12年度に福岡県内の72市町村で構成され、各地域ごとに14の支部に分けた中で運用を開始しております。

当初、広域連合を組織するに当たりまして、広域化のメリットとしまして、認定基準や保険料の平準化で地域間の格差を解消できる。また、介護保険認定審査会の委員に専門的な人材を確保できる。財政規模が大きくなることによって安定した保険運営を行うことができる。また、人件費、電算機器の事務経費を大幅に削減する

ことができるなどとしておりました。

しかしながら、この広域連合も、現在では市町村合併あるいは合併に伴う連合の脱退などによりまして、現在8支部33の市町村での構成となっております。

課題の1つとしまして、介護保険料を現在3つのグループに分けて設定していることが上げられます。当初、広域化のメリットとしまして介護保険料の平準化、地域間格差の解消を掲げておりましたけれども、実際には地域ごとのサービス利用状況に大きな差が出ております。このことに対する不公平感から、現在は保険料を3段階に分けて設定しております、保険料の平準化ということはできていない状況になっております。ちなみに、芦屋町は中間のグループでありますBグループに属しております。

また、介護保険連合では、地域包括支援センターを支部ごとに1カ所ずつ設置しております。芦屋町においては遠賀郡4町で構成します遠賀支部に設置されているわけですが、地域の高齢者を支援するための地域包括支援センターが遠賀町に設置されているということは、地域の高齢者を支えるという意味では1つの課題であると考えております。

2点目の厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の意見書につきましてお答えいたします。

平成24年度からの介護保険制度の改正に向けまして、厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会介護保険部会において検討がされておりました、このほど意見書が提出されたわけです。この中で、ご指摘のような内容が一部示されておりますけれども、具体的な年間所得200万円以上あるいは住居費を月5,000円値上げなどといいます具体的な金額については記されておられません。また、ご指摘のそれぞれの意見には反対の意見も併記されておりました、サービスの給付の削減に反対する意見や、居住費は現状を維持すべきであるという意見、あるいは負担増を求める場合には慎重にすべきであるなどという意見も併記されております。

このため、今後、厚労省において検討されます経過を見守る必要があるかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

介護保険2点目の「負担あって介護なし」と言われる介護保険の実態は深刻です。この見直しについて町長はどう考えるかというご質問でございますが、今、課長が述べましたように、厚労省の諮問機関の意見書でありまして、その中にも、委員の中にも反対意見が出ておるということで、一応審議の段階ですので、今後、政府・国会においてどのような審議がなされるか注視しなければなりません、基本的には、今後、高齢者の増加が予想されるわけでございます。今後、ふえ続ける介護費用をだれがどのような形で負担するかという問題だろうと思っております。

政府、いわゆる民主党におきましては、マニフェストにおいて「コンクリートから人へ」という大きなテーマを掲げられまして政権与党ということになったわけでございます。やはり川上議員ご指摘のように、年金、それから介護、この保険というのが、国が大きな責任を持ってやってもらわなければ、このことを地方に押しつけられても地方がつぶれてしまいます。このことがもし実施に向けてされようとするならば、これは恐らく県の町村会長会でもほぼ全員が反対して大きな動きになる

うかと予想されます。いかなる形になるにせよ、高齢者の収入は年金のみが方が多数であるわけでございます。当然、低所得者である高齢者に対して負担の軽減を図る必要があると思ひますし、高齢者が地域で安全、そして安心して生活できる制度とすべきであろうと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

はい、どうもありがとうございました。

それでは、国保の問題から再質問いたします。国保の滞納309件、差し押さえが19件あるということですが、この19件の差し押さえの内容はどのようなになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

19件の内容でございますが、主に預貯金、給与、不動産でございます。9割以上は預貯金でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

預貯金から滞納された保険料を、また給与を引くという、そういったことを行っているということですね。

それでは、まず憲法25条には、こういったふう書いてあります。「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という、こういったことが書いてあります。これに基づいて、健康保険法ができ、国民健康保険法第1条では「社会保障及び国民保険のための制度として規定しています。そしてまた4条では、「国保の運営責任は国が負っている」という、こういったことを明記しているわけです。国の財政支出のもとで基礎自治体である市町村が保健福祉と連携して住民に医療を給付する社会保障の仕組み、これが国民健康保険です。相互扶助、保険制度、そういったことはこの国民健康保険法の中には書いてありません。今言われていましたように、国民健康保険税の滞納も一般的な税の滞納と同じような位置づけをして預貯金の差し押さえ、不動産の差し押さえ、こういったことを行い、国や県は、特にこういった指導をし、徴収率を上げるために人権無視の国保行政を行っているのが今の現実です。プライバシー無視の財産調査、またわずかな預貯金、生活必需品の差し押さえ、加入者に無断で生命保険や学資保険を解約する、こういったことが横行して、脅迫まがいの催促、非情な滞納制裁が各地で問題になっているという、こういった状況です。芦屋町でも預貯金の差し押さえとかそういったことをやること自体は、やはりこの国民健康保険法の問題から大きく逸脱することではないかと私は思います。

この3月の国会の中で厚生労働大臣は、払えるのに払わない、こういった人以外の方については、やはり特定の対応すべきだということで、一律に保険税滞納を払わない人と払えない人を一緒にするなという、こういったことを国会でも答弁し

ています。そういった点では、私は芦屋町ではこのような人権無視の徴収を行うことなく、滞納している家庭の状況をよく聞き、そして減免や分納など納付相談に応じる、こういったことを徴収の基本とすべきと思いますが、そういった点ではいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

この差し押さえというのは、基本的に流れがあります。当然、納期まで納めていただかない場合は督促状というのをこれは出します。税法上は、督促状を出して1週間、2週間になると差し押さえ可能となっておりますが、その後催告書、それから職員が電話催促をするケースもあります。それから、やはり預金・貯金云々があるのかどうなのか、その辺の調査も当然把握をします。そして、最終的に差し押さえをしますよという予告書を発送いたします。そして最終的には差し押さえ処分という形になっているわけですが、その過程の中で何らかの納税相談等があれば、差し押さえという処分は行っておりません。

当然、差し押さえというのはあくまで悪質な滞納者の方について、何の連絡もない、連絡もとれない。その方に対して最終的な手段として差し押さえということでございますので、300世帯おられますが、ほとんどの方は当然納税相談にお見えになりまして、当然それなりの、職員も温かいハートを持っていますから、当然生活状況を十分考慮した上での判断でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

当然、やはり払えない人、そういったことが当面の調査の中でもわかってくると思いますので、そういった方に関しては、やはり国保法の精神に基づいて、こういった差し押さえは極めて押さえてもらおうよう、今後とも十分な対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、2点目に、それではなぜこういった滞納が生まれるのかという部分になりますと、やはり一番大きな原因としては、国保料が高過ぎるという、こういったことが問題であります。所得200万円台で30万、40万円の負担を強いられ、支払い能力をはるかに超えている国保料となっております。こういったことにやっぱり住民と悲鳴を上げています。

先ほどいいましたように、芦屋町でも308の世帯の滞納がありますけど、これが国保料の高騰、そして滞納税、そしてそれによって財政が悪化する。そしてまた保険料の高騰という、そういった悪循環から抜け出せなくなっているという、そういったところがあります。

先ほど住民課の課長が言ったように、芦屋町では資格証明書は発行せず、そういった対応をとっていますし、国保料を押さえようという、そういった観点から、一般会計の繰り入れを行っています。平成19年、平成20年、平成21年の一般会計からの法定外繰り入れ、これは幾らでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

はい。運営補助としての純粋な補助金としては、19年度6,000万円、20年度6,000万円、21年度4,500万円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

平成21年度は繰り上げ額が1,340万円ほど減っているという、これはやはりちょっと問題ですけど、一定の国保料を抑えるために一般会計からの繰り入れに努力しているという、こういったことをやっているの国保税が福岡県内では56番目という、そういった状況です。金額的には30万7,400円というのが課税所得200万円での芦屋町の平均的な国保税です。福岡県内が見ますと、一番高いのは久留米市が43万2,000円、そして一番低いのが東峰村の28万5,100円と、やはり相当のトップと一番下とでは開きがあります。そういった点で、やはり今後とも国保料の高騰を抑え、そういった滞納がふえることを防ぐためにも、さらに国保料を引き下げ滞納を下げっていくため、そういった点で町としても繰り入れをふやすことが今後ともしていかなければいけないというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

一般会計からの補助金というのは、通常税金、もちろんすべての一般会計は税金でほとんど賄うんですが、国民健康保険特別会計という制度というのは先ほど申しましたように、国、県補助金、支払い基金からの交付金、国保税でもって医療給付を行うというのがこの制度の根源です。したがって、それで成り立たない場合に一般会計から補助を受けということになります。

実は、芦屋町で国民健康保険の世帯は30%程度になっております。そこに多額の一般財源を繰り入れるというのはおのずと限度があろうかと担当課としては思っております。もちろん苦しくなればやはり一般会計に頼るということは心の中ではありますが、今のところこの繰り入れでやっていけておりますので、それから国保税の税率等も県の中でも低いほうにあります。ぜひこの保険料率等は維持していきたいと思うし、一般会計の繰り入れをふやさないように経営努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、町長に答弁をお願いいたします。

先ほども言いましたように、国保が高くなった原因、これは国がやっぱり1984年の国保法改悪で医療費の45%の定率負担を給付の50%、すなわち医療費の38.5%に削減したからです。その後、市町村国保に占める国庫支出金は50%から24%になって、1人当たりの保険料は2.3倍になっているというような状況です。さらに、事業主負担もない国保はもともと適正な財政支出があって初めて成り立つ医療保険です。加入者の貧困化にもかかわらず国庫負担を復元しなかったことがやはり今のこういった国保の高騰につながっているということです。

ちなみに、福岡県の国保加入世帯の平均所得、これは失業者や非正規労働者の大量加入、そして自営業者や農林漁業者の経営難、それから倒産、廃業のために1995年の151万4,000円から2008年には107万7,000円ということで、13年間で43万7,000円、3割も所得が減っているという、こういったことになっております。やはり国保の滞納は国が負担を減らしたことに最大の原因があり、まして今の民主党は、野党時代、市町村国保に対して9,000億円の予算措置を我が党が政権をとったらやらせていただくという、こういったことを明言していました。ところが、今年度の国保料の軽減のために新規に組まれた予算は、先ほど言った非自発的失業者に係る措置だけで40億円にすぎないという状況です。そういった点では、国保の負担をやっぴり増額を国に求めていくという、こういったことが必要だと思いますが、町としてもぜひ国に国保の国庫負担の増額、これを求めていただきたいというふうに思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

国保だけとって国にどうだという話ではなく、我々がやっぱり1つの町の首長として言ってもなかなか制度は動いてくれません。やはり県単位、それから全国単位でこういうことは、つい先日も全国大会がありました。そういうような、私が先ほど申し上げました年金、介護、保険、この辺についてきっちり国民生活を守ってくれというスローガンが発表されました。

それからもう一点、ちょっとこれ言い方があれなんですけど、国保というのはそもそも、課長が先ほどる説明がありましたように、一種の共済みたいな形です、基本的に。それを芦屋町の一般財源から、これ交付税措置もなにもありません。一般財源からお出ししているという、これはもう各近隣でもそうです。どこでもそういうふうになっている。で、これは、いわゆる社会保険の人たちもたくさんいらっしゃるわけでございまして、町の税を一般会計から国保の方だけに多額の金を繰り入れるというのは税の不公平感というのも問題もあろうかと思えます。今、川上議員が言われた国への働きかけというのは、そういう形で町村会としての団体として取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひお願いいたします。

それと、国保は共済ではないかということですが、しかし、先ほども言いましたように、国民健康保険法の中には共済という言葉は出てきていません。戦前の国保法の中には、相互扶助とかそういったことが使われましたが、新しくできた国民健康保険では、やはりこれ社会保障であるということが明確にされています。だからこそ国が責任を持って財政措置もやらなければいけないということが明記されているんです。ただ、それが財政措置を国がしてないから、市町村がそういったところを国の肩がわりでやっているのが今の現状なんで、それはそれで市町村としても大変だと思えますけれども、ただやはり市町村は国の悪政が行われる中で、住民を守るために存在するというのが市町村の役割だと思うんです。そういった点では、今後とも一般会計の繰り入れということを基本的に考えて運営していただきたいとい

うふうに思います。

それと、無保険者に対する対応ということで、87世帯あるということですが、確かに芦屋町は資格証明書は発行していないと、短期証のみで対応されているということは大変評価できることなんですけど、それでは、こういった預かられているという無保険者、こういったことを所持していない方はこういった医療を受けなければいいんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

お預かりしている理由は、納付相談に来ていただきたいために一時お預かりしております。そのために住民課としては手紙で通知を出したり、税務課としては電話で連絡等をとっております。それでもなおかつ接触がないという方が今現在80世帯あるということです。

したがって、病院にかかってないのではないかというのは想像しますが、そういう我慢をしなくて、ぜひ役場に相談に来ていただいて、ないならないの手だてがございます。ぜひとも来るように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

全国にはそういった無保険者になって医者にかかれない。かかれば100%の医療費を払わなくてはいけないという、そういったことで医者にかからなくて救急病院に運ばれて亡くなっている方というのも相当出てきています。そういった無保険者を解消するためにどう対応するのかという、そういった点では、こちらからやっぱり待っているのではなくて、やはり相手がわかっているんですから、そういったところに訪問して、そういった話をすることもありますし、また今度後期高齢者医療制度では、今年から短期保険証を発行することを聞きました。この後期高齢者の短期保険証は、高齢者に保険証がないということとは許されないということで、すべての方に郵送でから渡して、一応保険証にはするという、保険は持っているという、そういった形をとっております。

福岡県の中でも9市町村が無保険者ゼロという町があります。そういった点では、芦屋町としても郵送で行い、無保険状態を解消すべきという、こういったことを早急にとらないと、これは人の命にかかわる問題ですから、そういった点では、ぜひ無保険状態を解消するという、そういったことに対して全力を挙げていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

先ほど申しましたように、決して無保険者にしたくてしているということではございません。後期にはそういう方法をとりました、確かに。無保険者がないように、困らないようにとっています。しかし、国民健康保険制度においては、まだほとんどの場合は納付なくして給付がない、これは大原則だと私思っております。つまり、国民健康保険税がないでも給付が受けられるという制度はいかがなものかと私は思います。

ただ、だからといって何もない、ただほったらかしているんじゃない、こちらとしては精いっぱい努力はしておりますし、ぜひ困ったときは相談していただきたいというのが本音です。決して訪問、例えば電話ではちょっとぐあい悪いから来てくれんというのと当然行きますし、何もないというのも一番苦慮しているところです。したがって、無保険者は現状としては確かにありますが、決して望んで私たちがそうしているわけではないし、必ず相談があって、例えば今ゼロですよと、どうしてくれるんかといったときにはそれなりの方法っていうか、例えば福祉に相談するとかいろいろあります。このあたりは多分川上議員わかってご質問されていると思いますが、原則は原則、何も払わなくて給付だけというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それは、先ほどから言った国民健康保険法の精神からやっぱり逸脱しているという部分があると思うんです。払えるのに払わないことが証明できた場合以外の方は慎重に取り扱くと、これは国の大臣も言っているわけです。ですから、払わない人に対しては、やはりそういったところを加味しながら、最低限でも命を守るために保険証を渡すと、最低限の保険証は。そういったことをするのが、これは自治体の役割だと私は思います。

続きまして、国保税の軽減措置について。これは芦屋町でやっているということですが、これは09年7月に、政府は、失業した人が前年の高い国保税に苦しんでいる被保険者を救うために自治体の裁量で減免を拡充できる通達を出して、さらに今回、別の措置として、非自発的失業者、首を切られた方、こういった方には国保税の軽減を行うということをお聞きしています。ただ、先ほど課長も、周知は行ったと言っておりますが、対象者が22名とか26名とかという、そういった数字だったと思います。そういった点では、さらにやっぱりこういった制度があるということを知周知することを徹底していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

再度広報します。

それから、お聞きするところによると、ハローワークさんでも進めておるといふうに聞いております。ぜひそういう方がおられたら、こういう制度があるということだけはお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

続いて、国保法第44条の減免について伺います。

厚生省は9月の13日に新しい基準を示しました。新基準は、収入の減少について明確にして、減免期間を明示し、減免額の2分の1を国が負担するという、こういったことを言うておられます。課長は、そういったことは財政上厳しいからやれ

ませんというようなことを言うておりますが、これは福岡県知事も今度の9月議会で、失業などにより収入が著しく減少し、一時負担の支払いが困難となった方に対する減免や徴収猶予などについては、実情に配慮したきめ細やかな対応をとるよう、市町村保険者に助言しますという、こういったことを9月の県議会でされているわけなんです。そういった点では、当然、福岡県内の自治体がこれを行いますし、また全体として全然やってないということではなくて、一部負担の減免実施をやっているという自治体は60自治体中24自治体あります。そして、未実施保険者が36ということです。ただ、実際の運用についてはまだそれほど大きい件数が出ていないというのが今の現状です。そういった点では、まず最初に、こういったことを実施する体制をつくっていく要綱をつくるという、これを行うこと。そしてまた、県、国自体が財政措置もすると言っているんですから、これをやっていかなければいけないということになりますし、また今度の国会の中でも、厚生労働省はこの内容に関して、先ほど言った3つの生活保護基準以下とかそういったこと、3つの市町村の自主性を担保しなければならない。国の基準は1つの最低限のもので、上積みを行うことが望ましいという、こういったことを言って、市町村として独自の基準をつくってやることもやってくれという、そういったことを言うております。そういった点で、芦屋町としてもぜひこの国保法44条の新しい基準に基づく運用をやっていたきたいというふうに思います。

今後、それは執行部の中でも論議され、また県や国からもそういった指導もあると思いますが、ぜひやっていただきたいことと、それともう一点、先ほど言った3つの基準点をすべてクリアするという点では大変厳しい問題があります。そういった点では失業、廃業で著しく減少したときではなくて、やはり恒常的に生活保護水準以下の方、また入院だけではなくて通院、こういったことによって困っている方、こういった方もその対象に入れるという、そういったことも国自体は基準を自分たちで設定することは構わないということを言っていますので、そういったものも含めて今後検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

先ほど申しました二十数自治団体、三十数自治団体は、最初のほうは減免、要するに一部負担、この窓口一部負担というのは、簡単にいいますと、病院で払うお金を免除する、もしくは一部軽減する。つまり、役所が当然払うということになります。このことなんです、最初に二十何団体、三十何団体というのは、条例もしくは規則がある団体ですので、あればこれはすぐ取りかかれる。今のところ芦屋町ではこの条例は設置してありません。

それから、確かにあります。ただし、今芦屋町がとっている賦課、要するに国保税をかける段階においては2割・5割・7割という軽減措置はあります。それから、国保税全体なんです、高額医療、私たちが病気したら1カ月8万程度の負担があるんですが、収入の少ない方は3万程度で抑えられるという高額医療、課税及びそういう給付においても補助があります。さらに、この窓口負担、一部医療費を払うというまで補助ということなんです、それを検討したいということですが、今のところ実施はまだ確認とれておりませんし、条例というのも今から考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、国保の広域化の問題について伺います。

今後の協議の進捗状況、スケジュール、また広域化等支援方針が県から出される。それでまた市町村広域化連携会議、こういったものの中で審議されるということ。課長も答弁されていましたが、まずやはり、この広域化によって保険料はどうかという、そういった答弁については詳しく内容が踏み込んでなかったんですが、その点はこの広域化によって保険料は上がっていくんですか下がっていくんですか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

先ほど申しましたように、目標となる保険料を設定していくというのが現在決まっているだけで、上がっていくかどうかというのは今のところわかりません。ただし、保険料としては県内の平均を芦屋町は下回っておりますので、単純に考えると、少しは上がるかもしれないという可能性はあると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今度の5月の会議、国保法改定後の1週間後に、国から通達がありまして、一般会計繰り入れによる赤字補てんについては、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費の適正化の推進により早期に解消に努めることという通達が出ました。つまり、一般会計からの繰り入れはやめろと。そうしないと国保の広域化はできない。いろんな町でから水準が違っていたらだめだから一般会計からの繰り入れはもうさせませんよということを行っているんです。

そういったふうになりますと、福岡県下で09年度で122億円の繰り入れが各市町村から行われております。これがなくなりますと、一人当たり約1万円、多いところでは1万8,000円も国保料が上がるという、そういった試算が出ているわけなんです。ですから、本市ではなくて、やはり国保の広域化によって相当の保険料が住民負担なり、そしてまた給付を行えばそれがすべて一般会計の繰り入れがなくなるわけですから、すべては保険料にはね上がって行って、際立って保険料が上がっていくというそういった状況が生まれてくるということなんです。

こういったことを準備していくのが、今の国のやり方の中では、例えば06年に保険財政共同安定化事業を行いました。これはレセプト30万円以上の医療を受ける場合には基金から出されるということで、県の基金から出されます。これをどんどん今度下げていってもいいという法律改正をしています。これが事実上1円になれば、1円以上の医療費については国が出すという、そういった国保の広域化につながっていくという状況になります。

それともう一つは、後期高齢者医療制度です。後期高齢者医療制度が今度改定されますが、その中では、高齢者を国保の中に移して、そしてそれは都道府県が管理するという、そういったことで、この国保の広域化と連携させてやっていっています。ですから、必ずそういった方向で国保の広域化、都道府県が運営するという、そういった状況が生まれてくるわけです。こういったことになりますと、保険料が

上がるだけではなくて、広域化によって住民の声が届かなくなってくるということも懸念されます。今、各市町村は、国民健康保険運営協議会を持っています。この中で、いろんな住民が参加したり議員も参加したりして、国保に関することのいろんな制度改正や保険料の適正化を図る、こういったことが審議されて、そして答申されています。これは、国保の広域化では福岡県一本になってしまって、住民の声が届かないという、こういった状況が生まれます。そういった点で、やはり国保の広域化というのは、住民福祉を進める制度から機械的な徴収、給付機関、こういったことに変貌されるということが危惧されるんです。そういった点で、これについてどう考えるのか。先ほど町長が、この問題ではなく、介護保険だけではなくて国保とかそういった部分も含めて、国に意見を言わなければいけないかというふうに言っていましたけど、そういった点では、この国保の広域化もぜひ町村会に、そして国へ意見を上げていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今議員まさに言われましたように、先ほどの件と全く同じでございまして、一応結局芦屋町の例えば総論としては賛成と、しかし、各論がどういうものが出てくるかというのが全く見えてこない。やはりこれは国、県がきっちりした財源を確保していただかないとこの問題は取り組めないのではないかと思います。国は国で今川上議員が言われましたように、25年の4月1日、高齢者制度とこれを合体してやろうといったもくろみが見えているだけで、中身が全然示されていない。これも今からの問題であるかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、時間がないので、最後に介護保険の問題に移ります。

介護保険、やはりグループ別の保険料の問題、また地域包括支援センターが全県下に1つ、そして各支部に出ていって1つという、そういった状況で、住民の声が十分反映されていないという、そういった問題点であるというふうに言われていました。

例えばやまず第1に、先ほどもアンケートでも申しましたように、介護保険料が高過ぎるという意見が圧倒的です。これは具体的に、芦屋町の保険料は全国4,090円の保険料というのが芦屋町ではBグループとしてでも4,700円ということで、全国でも高い水準であります。そういった点では、この保険料を下げっていくということが必要です。その点で、財源はどこにあるかという問題ですけど、広域連合としては県の財政安定化基金から46億円借りておりましたけれども、これがもうすべて返済して、2010年度の見込みでは28億3,900万円の基金が余ります。そしてまた、今まで広域連合は財政安定化基金の返済のためということで上乘せの徴収を続けてきました。これも返済が終わった22年、23年度の2年間も続けています。これだけで10億円あります。基本的には40億近い財源があります。これを使って介護保険料を引き下げるということはできますので、ぜひ広域連合でも論議していただきたいと思います。厚生労働省も、準備基金については次期計画期間に歳入として繰り入れるべきものと指摘しています。高齢者は、ほんと

にもうその明るる年には亡くなったりとか、病気で移転したりとか、そういったことがありますので、ぜひ早急に高齢者に対する還元を行うということで、介護保険料の引き下げをしていただきたいというふうに思っています。

それと、グループ別保険料の問題については、このグループ別保険料が最大の6年間行うということになっています。そういった点では、もう始まってから5年たちますので、来年で6年が来ます。第4期の最終年度の11年まで行われれば7年間行うということになります。そして、5期では平成12年から14年度もやれば今度は国保や地方税法上の問題なんかも出てくるので、今後こういったグループ別保険料を維持するということは大変難しい状況になってきていると思いますので、この問題についてもぜひ介護保険の広域連合の中で十分に論議していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

議員ご指摘のとおり、グループ別保険料については問題であるという認識はあるわけですが、実際に課題の1つとして議員申されましたとおり、大きな組織になりますとなかなか小さな市町村の考えだけが反映されるというのはなかなか難しいものがあるかと思えます。この辺の問題について協議する場が今後ありましたら、そういった訴えということをやっていくこともできるわけですが、来年度に24年度以降の保険料の決定に向けての協議があらうかと思えますので、そういう場がありましたら申し述べていきたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひそういった論議をしていただきたいと思えます。

それと、広域連合の発展的解消という問題です。やはり広域連合は発足当時のスケールメリットとかそういった部分がもうなくなっています。そういった点では、発展的解消によりきめ細やかなサービスができる枠組みをつくる必要があります。介護保険を行うには、認定審査会の医師の確保などが必要となるために一定の人口が必要となっています。単独で行うのか支部の枠組みで行うのか、そういった十分な論議を行い、最も有効な枠組みで介護保険制度を運営していくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、午後からの一般質問は13時30分から行います。

午後0時08分休憩

午後1時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

まず、6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子、一般質問を行います。

本日は、仕組み債の購入について質問させていただきます。

町民の財産である基金の運用に関して、総額6億円の外国為替債（仕組み債）を町が購入していることを9月議会でも質問いたしましたが、その後の調査などにより、そのときの答弁や内容に疑義が生じたので、2件の債券の購入時期、商品銘柄、購入金額、償還日及びリスクを含むその内容と購入前の協議などについて、改めて町長にお尋ねするものです。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

岡議員の仕組み債の購入についてのご質問でございますが、今、岡議員が質問の要旨を述べられたわけでございますが、その中段からちょっともう一度反復しますと、9月議会で質問したその後の調査などにより答弁や内容に疑義が生じたので、2件の購入時期、商品銘柄、購入金額、償還日及びリスク及びその内容と購入前の協議などについて改めて尋ねるということでございますが、この今、岡議員の質問の購入時期から協議につきましては、前回の9月議会の議事録を私も精査いたしました。そしたら、この6項目については既に答弁をいたしております。その答弁の疑義が生じたということなんですが、一般質問のときその要旨はどういう疑義かということが明記してない。で、こちらは何の資料を用意していいかわかりません。そこで、議会事務局長に、ちょっとこれ尋ねてくれというふうにお問い合わせしたところ、お答えがなかったということでございます。

それで、その要旨がない中でどのようなお答えをしていいのかというのがちょっとわからないので、前回と同じような、これすべて前回答弁しておりますので、また反復という形の中でお答えというか、答弁していいのかということをもつて、ちょっとお断りしたいんですけど。それでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

はい、最後尾のところに、改めてということではございます。しかし、お答えが同じ答弁でありますということの今お答えをいただいておりますので、同じお答えになってもならなくてもそちらのほうでご答弁いただければと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

そういうことでございますので、購入時期から協議などについて会計管理者からまず答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、仕組み債の購入についてということでございますので、質問にありますように、購入時期のほうから説明させていただきます。

まず、購入時期でございます。購入につきましては決裁をとりまして、申し込みを平成20年3月28日に行い、債券の購入日は豪ドルの分で平成20年4月9日となっております。米ドルのほうにつきましては、20年の6月26日に申し込み等の手続を行い、その年、同年20年7月16日に債券購入となっております。

商品銘柄につきましては、正式名称は豪ドルのほうで豪ドル円為替連動債、米ドルのほうで円建て累積クーポン型早期償還条項付米ドル円為替レート連動利付債というふうになっております。

購入金額につきましてはそれぞれ3億円。償還日につきましては、豪ドルが償還日2038年4月9日、米ドルが最終償還日2038年7月16日。ただし、両方とも早期償還条項がございますので、それぞれ累積クーポンが、豪ドルが5%、米ドルが6%に達した時点で元金が円で100%償還されます。この償還日というのは、あくまで最長30年となっておりますが、米ドルのみずほ証券の債券の使用リスクの中には、投資期間に関するリスクとして、本債券は累積クーポン額があらかじめ定められた一定の累積クーポン目標額に到達するか否かにより早期償還の有無が決定され、投資期間はあらかじめ確定していませんというようリスク表示がされております。

最後に、購入前の協議でございます。まず、債券購入に関しましては、ペイオフ対策の一環として検討を行っております。それから、芦屋町債券運用指針に基づき検討し、基金の運用計画等についても財政課と協議を行った後、副町長との協議を重ね、町長の決裁後に購入を決定しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問に入りますが、購入前の協議、最後のところですが、ただいまの説明では、財政課と協議して副町長にも相談し、最後に町長の決裁を受けるという説明でございましたが、この事前の協議、例えばこれはそれぞれ、後で質問しようかと思っていたんですけど、いろいろな基金を債券購入に充てているという現状では、それぞれの基金を所管している課との協議は入っているのでしょうか。

それと、その協議、事前の財政課との協議というのは、一定の町の財政の状況とかそういうことを踏まえた、言ったらあれですが、通り一遍の協議なのでしょうか。それとも、その中にこの証券の内容に関するもろもろの資料が入った上での協議なのでしょうか。その2つをまずもってお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

ただいまの質問でございますが、実は、平成20年3月に購入しております、その詳しいところの協議内容については承知いたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そうしますと、この事前協議に関しては何らか、要点筆記なりそういうものが現
会計管理者のもとにはないというふうに承知してよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

決裁文の中には詳細のおっしゃるような協議内容についてはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そうしますと、この債券、先ほど来それぞれの名称で銘柄がちゃんとついている
んですが、通称米ドルの仕組み債あるいは豪ドル仕組み債というふうに、もう長い
ので言わせていただきますが、今後の質問のところで。先ほど、早期償還につい
ては、最終的に豪ドルですと設定された金額の5%、米ドルですと6%という説明
がございましたが、ちなみにこれは設定された額、今まさに毎日もういろんな番組
で、特に円高が毎日報道されておりますが、基本的なところで押さえておく必要が
あるということでお聞きしますが、米ドルですと幾らの設定から、あるいはその事
前にいただいている分も含めてそこら辺をご説明いただければと思います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、この仕組み債の肝心な仕組みのところを説明させていただきます。

まず、購入して1年間は豪ドルの場合で3%金利を得ております。既にこの分、
豪ドルの分については900万円の収益が出ております。2年目以降におきまして
は、豪ドルの為替、これが85円。85円を超した分に1%の利率がつけられると
いうことになっております。この85円を超えたというのは、まず基準日がござい
ます。利払い日については、毎年4月と10月の9日の日、その10営業日前の
日の豪ドルの中値という数字が85円を超えている場合に、超えた分の1%が金利
としてつき、その累積した利息が5%を超えた場合に全額元金が償還されるとい
うことになっております。

米ドルにつきましても、同じように、1年目で3%の利息がついております。こ
れも同じように900万の収益を得ております。2年目以降は為替で米ドルが10
3.05円を超えた分に1%の金利がつくようになっております。これも基準日が
毎年1月と7月の16日の10営業日前に米ドルのミッドレート中値というものが
103.05円を超えた場合に1%の金利がつくようになっております。米ドルの
場合は、累積のこの利率が6%に到達するもしくは6%を超える場合に元金が償還
されるというふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

豪ドルですと85円以上ですから、単純に言えばあと2%残っていますので、8
7円になった時点の期日前10日に早期償還されるという理屈で、米ドルのほうで
すとあと3%残っていますので103.05円という設定額に対して、金額で言え

ば106円5銭になった時点で、なる直前に、なった時点で期日前10日に償還されると、これが基本的な早期償還条項と言われるものでよろしいですか。確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

為替レートでございますが、豪ドルについては85円を超えた場合に1%、小数点もつきますので、実際には86円でも1%の利息がつきますので、次の年に86円が例えば2カ年続いた場合に2%になって償還になる。ですから、必ずしも87円以上にならないと利息がつかない、償還にならないということではございませんので、米ドルに関しても103.05円を超えた場合にその利率がされ、その累積が6%ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この件については、今、毎日多分会計管理者も為替レートを点検されているんじゃないかと思えますけれども、現在においては、たしか私もけさ見てきたところでは、米ドルで82円、そして豪ドルで――失礼しました。米ドルでは84円きっかりだったような気がします、けさの情報では。豪ドルのほうが82円26銭ぐらいついていたように記憶していますが、これはいつになるかわからないということは確かです。そして、1年目にはそれぞれ約束された3%が既に合計で1,800万円利息として入っております。しかし、2年目である昨年の21年度から現在においては利息はついておりません。

それが今の現状じゃないかと思えますが、それで次の質問なんです、債券購入の事前協議については、基本的には債券の運用趣旨に基づいて協議されたものと答弁をいただきましたが、これについては前回の9月議会では、過去において14年度から5カ年の国債を合計20億円購入した過去の実績があるという説明をいただきましたが、そのときにおいてもそうですが、私も運用基準を資料請求して持っているのを通したんですが、この中には、債券購入の際の期限、前回の9月議会で、国債を買われたときは5年期間、いわゆる償還日が5年とする5年という実績がある。ところが、今回30年という超長期の、最長、そういうものを購入された。両方においてもその期限というのが全然設定されておりません。だから、逆に言えば、どんなものでも買えるという現状があります。

それで、近隣をちょっと調べてみたんですが、中間と岡垣に関しては、この債券購入に関する期限の上限というのが5年以内というふうに定めております。そして、遠賀、水巻に関しては、そもそも債券を購入したことがないので、そういう指針もありませんという返事をいただいたんですが、芦屋の場合はそういう購入の際の償還期限を設定されないまま来たということでは、どういう、根拠といってもいろいろあると思います。期限には、どういう状況でこの30年が購入されたのかなというのがすごく不思議なんです、少なくとも9月に質問した後については、その辺の調査なり検証なりが会計管理者だけではない、町のところで何かそういう協議なり将来に向けての検討なりがされたか否かお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

法律的なところからなんですけど、地方自治法の第241条には、基金の運用ということで、地方公共団体は条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとして、2項目めに、基金はこれを前項の条例で定める特定の目的に応じ及び確実かつ効率的に運用しなければならない、このように定められております。

また、地方財政法第4条の3積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債、その他証券の買い入れなどの確実な方法によって運用しなければならない、このように定義されています。

また、地方自治法235条の4につきましては、歳計現金ということで、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない、このように定義されております。

このことから、歳計現金及び基金の運用につきましては、確実であり同時に有利または効率的な運用が求められております。元本保証の意味で、確実である範囲内で有利さを求めると、このようなこととなります。

基本的にはその内容に沿いました形で私ども平成14年のときに基準を設けたというものでございます。この基準を設けましたそもそもの考え方につきましては、債券などの購入はそもそもペイオフ対策の一環である。預金保護がなされていた以前の状況ではなく、現に今年9月に破綻した日本信用銀行にペイオフが発動された。つまり銀行預金にも一定のリスクがありまして、それが現実のものとなったわけですが、これらのペイオフが全面解禁となる前に芦屋町の資金運用基準を策定し、銀行預金以外の債券などの運用も視野に入れましてその考え方をまとめたものがその基準でございます。基準の中に、期限が入っておらないということがありましたが、法律の趣旨によりましてそれは考えるというようなこととございます。

そこで、9月以降、何らかの改善策があったのかというご質問にお答えをしたいと思います。銀行預金にはペイオフということがございまして、また債券に関しても安全性の確保ということがございます。かつ先ほど言いましたが有効性が求められる。このため、資金運用については、その運用方法などについてどのような形で庁内での意思決定における協議を進めていくべきかなどの組織体制のあり方を検討いたしましたところとございます。その結果、今回、芦屋町資金管理運用委員会設置要綱を設置しております。

第1条につきましては、公金について最もかつ有利な方法による管理運用を図るため、芦屋町資金管理運用委員会を設置するとしております。

第2条では、委員会での所掌事務といたしまして、1つ、預金、借入金等の現状把握に関すること。2つ、安全な金融機関の選択に関すること。3つ、安全かつ効率的な金融商品の選択に関すること。4つ、金融機関の経営破綻に備えた対応に関すること。5つ、資金運用の評価に関すること。6つ、その他公金管理運用に関する必要な事項に関すること。

第3条では、組織するものを定義しておりますが、私副町長を委員長として、会計管理者、総務課長、企画政策課長、財政課長の合議体により検討し方向性を示していくこととしております。

また、第6条では、会議結果については町長へ報告するものとしております。

なお、慎重に判断が求められる場合は、芦屋町の最高意思決定機関でございます

政策会議に上程して審議し、このような庁内における芦屋町の意思決定についての体制整備等を図ったというものでございます。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

昨議会、9月議会で問題を提起して、そしてその後検討されたことでこのような委員会を策定するようになったといういきさつはお聞きしましたが、今回、質問のテーマである米ドル、豪ドルの外国為替債です。仕組み債。これに関してはもう買ってしまった、一般的にはもう買ってしまったからあなたどうしようもないんじゃない。ではなくて、これは先ほど来課長から説明があるように、早期償還条項というものがついていますが、最長30年これを保有かつ現金として扱えない状況も起こり得るといふ、そういうものを買っている今において何が必要か、そのことを検証したいと思って私今回テーマにしました。

それで、議長、恐れ入ります。先ほど来お願いしておりました資料のほうを議員さんと執行部の方々にお配りいただきたいと思いますが。

○議長 横尾 武志君

事務局に資料の配付を求めます。

○議員 6番 岡 夏子君

よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

次からは、今配っていただきました資料をもとに質問させていただきます。

1ページはちょっと飛び越して、3ページと4ページ、両方関係書類を添付してコピーしております。課長が先ほど説明されました、まず最初に豪ドルというものを買う際に決裁をいただいたというものの写しと申しますか、伺い書の写しでございます。左のほうですが、これに関して件名が債券購入についてのお伺いということで、下に説明をしてありますが、この中で、まず1、2、3、4行目、3行目あたりからですけれども、償還期間は30年ですが、早期自動償還条項があるため、期間は2年から5年くらいで償還が終了する商品ですというふうに説明してあるんです。これは私、国語的にこの文章を理解しようと思ったとき、かなり無理が生じるんですが、償還期間は最長30年で、だけれども早期条項があるためとしてありますが、この文章からしますと、早期償還条項の条件というよりも、もうこの早期に償還される期間が2年から5年ですというふうに断定しているふうに私は読めるんですが、これはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。説明願います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

実は、この起案しております野口前課長は既に退職しておりますので、この表現の、期間は2年から5年くらいで償還が終了する商品ですという本来の趣旨は、私どもは5年くらいで償還が終了する予定だろうというふうに認識をしておりますけれども、本来の趣旨というのはこちらでは承知いたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

あくまでも最終的な償還は30年で、しかし先ほど来説明があるように、一定の条件が満たされますと、その直前、いわゆる先ほど来10日前という説明がありますが、その時点で早期償還が慣行されると、そういうふうな認識をしておったんですが、9月議会の答弁以降、このような資料請求によって調査をしたことによってこういう文章が出てきた。これが最終的に町長の決裁も受けているそのものなんですが、町長、これどのように理解すればよろしいか、ご見解をいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これにつきましては、ちょっと先ほど来の話から続くと思いますが、私に説明があったのが、結局これを会計管理者がペイオフ対策であるということで、そのときに芦屋資金管理運用基準とかそれを見せられました。そして、今異常に――異常に――というか、これ議員もご心配されておるわけですが、いわゆる20年の3月と6月にこれを福銀と西銀が窓口ということで買ったわけですが、そのときの状況と、それから数カ月後に起こったリーマン100年に一度と言われる金融危機、これの、いわゆるまさかこういうような経済危機が起こるとは予測はされて、だれもが予測してなかったということで、私が議員ご指摘の償還期間30年、これどういう意味かというふうに私はたしか本人に聞きました。大丈夫かということで。いや、もう大丈夫ですと。結局、他の行政機関でもこれを導入しておるし、早くて2年、それから遅くて5年で間違いなく償還できますというような話でありました。それで、財政課とも協議しておりますということでしたので、決裁の印鑑を押したというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

リーマンショックが起きたからこういう事態になったと言われましたけれども、私もこういう投資に関してははずぶの素人ですが、やはり為替レートに影響される。それによって変動される、それが主流の投資ではあるかと思いますが、そういう意味では、ほんとにどういうふうになるかは予測はつかない。それに対して投資するというのは、普通に考えたときは、財政にゆとりのある個人投資家であれば、大きな法人あるいは団体の購入の場合は、最長30年になっても何とかやっていけるという見込みを立ててこういうのに投資をするというのが常識、一般的な常識じゃなかろうかと思いますが、先ほど課長がこのリスクという、投資リスクのところを説明されましたように、これは早期償還がいつ起きるかということもわからないという、そういう条件設定というものもちゃんとあって、それを確認した上での購入だったろうとは思いますが、私どもはこういうような結果でしかわかりません。

そして、前回町長がおっしゃったように、当然購入したのがもう早い、2年前でした。20年度の決算書も議員さんたちも目を通していただいております。監査も

通っております。そしてなおかつ1,800万円はもう既に入っておりますという
答弁をいただきましたが、この基金運用に関しては実際取り崩しとかあるいは基金
をその目的に沿って使うときにしか予算には計上されないものと認識しております。
そして、そのほかの現金として残っているのをいろんな定期にしたりとかいうこと
が当分の間使うことがなければそういうものに充てるとというのが一般的な運用の仕
方ではないかと思いますが、先ほどの資料の延長線、後のほうにつないでいきます
けれども、結局最長5年以内基金を使用しないものとして上げられた候補が以下に
入っている財政調整基金の2億円、そして職員の退職基金が1億円、合計3億円充
てられたという流れになっております。

町長も当時の会計管理者から、近隣でも既にそういうところを購入しているところ
もありますという説明を受けたとはおっしゃいましたが、それが、この内容がな
かなか私らとて1回ぐらい聞いたぐらいじゃわからない内容ではございますけれど
も、こういう最長30年間保持しなければならないということも考慮して、重々こ
の投資に関してはご検討くださいというのが私の資料の中のそれぞれの条件書とか
購入申込書、それぞれ前田証券が出しているものと、あと一番最後にあります西日
本シティ銀行が出しているこの本債券投資の主要リスクというところにしたためて
あるんです。ですが、このお伺い書には、まるでそういうリスクが掲載されてお
りません。これがとても不思議ですし、最終的にはこういう文書で締めているん
ですけど、この債券を5年で償還した場合、年利1%になり、現在――当時です、20
年――当時の定期預金0.5%の利率の2倍になる有利な債券を購入してよろしい
かお伺いします。

私も多分、町長というところにおいてそういう説明を受け、なおかつこういう起案
書だったら、もう一も二もなく、そんなにもうかるんだったらもう早速買いなさい
って奨励するかもしれません。しかし、事は最長30年に及ぶかもしれないこの投
資に関して、だれかがこの決裁の中で、ちょっと待てよと、いろいろもう少し検討
したほうがいいのではないかというようなことがあったれば、私はリーマンショッ
クになっているからじゃなくて、とにかくこの証券が一番最大の問題は、1自治体
ましては町長に私どもこういうのをチェックする議員においても、4年しか少なく
とも認められていないこういう立場上の責任を行使することはできないと、そのこ
とを前日も申し上げたと思いますが、それでこの伺い書です。これはもうまさに早
期償還時期を限定し、なおかつそれによって計算された数字は、本当にだれが見て
もこのとおりのことであればだれでもやりますが、そうではない、あるいはそ
の反対にリスクというものがどういうものであるかということが重々検討された
というものも残っていないのでしょうか、確認をいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず、購入に際してのことでございますが、証券を買う場合には必ず信用リスク、
証券に関するリスクの説明というのはあるものだと思っております。そのリスクに
関しては、例えば信用リスク、本債券の発行会社の経営財務状態の変化及びそれら
の外部評価の変化等により投資元本を下回ることがありますというふうに書いてご
ざいますが、これはもう債券一般に該当する内容でございますので、日本の国債を
買ってこういうふう信用リスク、本債券の発行会社の経営、財務状態の変化及
びというようなことで元本を下回ることがありますよというのは必ず記述してあり

ます。

それで、私どもが購入しました仕組み債に関しては、国債復興開発銀行、通称世界銀行というものが発行体となっておりますので、その発行体の格付というものを勘案しまして、トリプルAというものがついておりますが、日本国政府よりも格が上だ。ある意味日本国債よりも安心だろうというような格付を私どもは見ております。

また、破線のついでいるところを読ませていただきますが、流動性のリスク。本債券の流通市場は創設される予定はありません。仮に本債券の流通市場が形成されたとしても、流動性の補償はできません。かならずしも換金できるとは限りません。たとえ流動性があったとしても、本債券を償還日前に売却する場合、大幅な損失を被る可能性がありますというように中途売却なり中途解約ができません。できた場合は大幅な損失になりますよというような趣旨が書いてございますが、債券の購入運用指針にもありますように、債券を購入するときには、基本的には償還日まで持ち続けるという前提で購入しております。ただし、この仕組み債についてはその償還の期間が最低30年、ただし、購入するときには、大体2年から5年ぐらいでというその期間を想定しておりますので、その期間を持ち続ける以上は、この流動性リスクというのは発生しません。

次に、早期償還されないリスクということのところで、本債券は、一定の条件を満たさない場合は早期償還されることはありません。この場合は著しく低い金利が満期償還日まで継続する可能性がありますということですが、当時の経済状況からしまして、円の為替レート等を勘案しまして、このリスクもなくはないが、大体2年から5年でというようなことを考えていると思っております。

また、4ページ目にありますように、下から2番目のところで丸がついていますが、投資期間に関するリスクというところで、本債券は累積クーポン額があらかじめ定められた一定の累積クーポン目標額に到達するか否かにより、早期償還の有無が決定され、投資期間はあらかじめ確立していませんということですので、ある意味30年というのとはかもしれないというような期間になっているというふうに私どもは認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

30年30年というのを私が憂慮しているというのは、もちろんそうではないかもしれないし、でも最長は30年持ち続ける可能性があるでしょうということを言っていますし、そしてなおかつ、これまでにそういったものを最低でもしかも政府系の国債とか公のものを買っていたのが、今回のこれはもう民間のものだろうというふうに認識しておりますが、そういう一足飛びにそういうものを買ったということと、当然その当時と今まさに円高で毎日毎日60円台にいくのではないかと、つい先日までは言われていた。それがちょっと持ち直して82円ですが、そういうふうな為替レートというのは常に世の中の動きであれするわけですがけれども、今まで買っていた過去国債とかいうのはある程度固定的なものではないかと思うし、期限もそれだけ短いというものではありませんが、そういう一足飛びにこういったものを買ったというところで、その経過がどうなのかということ調べたときに、この起案書がまさにいいとこどりといいですか、夢みたいな話で、リスクがまさに全

然入っていない。そして、この管理自体も相当長年にわたってしなければならないというところでは、憂慮するのは、30年とは言わなくても、これが早期償還されない期間は、この6億円は使えない。いわゆる基金としてはあっても債券でもありませんし、先ほど来譲渡売却することも基本的にはできない、解約することもできないという、こういう危なっかしい有価証券というものを購入するということは、とても地方自治体として危機感を感じられた方がいらっしやらなかったのかなということがまず大きな疑問点でございます。私にとっては。

それで、仮に5年間とそういうふうに想定して、その間に使用しないものあるいはもう一つの米ドル側のほうにあります、4ページにもあります。ここはもっと短いです。米ドルに関しては3年間使用しない、ある程度眠っている基金に関して、またここで職員退職金1億円、別途です。そして競艇事業振興基金1億3,000万、総合体育施設建設準備基金4,000万、最後に文化会館建設準備基金3,000万、合計3億円というものを準備してこの債券を購入してよろしいでしょうかというふうにお伺いを立ててありますが、じゃこれが実際本当に仮に想定あるいはそういう可能性を持って判断されたとして、じゃ現実はどうだったのかというのが1ページのほうで資料として提出しているものですが、上のほうが平成21年5月31日現在で基金運用の台帳をつくってあるものです。そしてそれは約半年後ですか、1年になりませんが、今年9月30日現在、この間に年度が変わっておりますので、これが実際、左側のほうの豪ドルに関しては職員退職金と財政調整基金、この振り分けはそのまま維持されておりますが、右側のほうの米ドルに関しては、競艇事業振興基金1億3,000万円と文化会館の準備基金3,000万、これは1年後にはなくなってほかのものに振りかえられておりますが、これはどういう理由からでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

仕組み債を買いました基金の振りかえについて説明させていただきます。

まず、当初は米ドルにつきましては、職員退職基金1億、競艇事業振興基金1億3,000万、総合体育施設4,000万、文化会館建設準備基金3,000万と、これは起案のとおりとしておりますが、まず、文化会館の建設準備基金というものが平成21年ぐらいに基金の廃止条例を行っておりますので、その分を体育施設建設準備基金のほうに振りかえております。また、競艇事業振興基金につきましては、今年4月に芦屋町に一本化になるために財政調整基金のほうに振りかえております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

それは振りかえたのを説明されただけで、どうしてかということをお尋ねしたんですが、とにかく入り用があったと。1年後には――もう3年、5年と言わず、1年後にはこういうふうになって変えたんだと、そういうことでしょうか、一言で言えば。

それと、1つこの中で左側の豪ドル購入に充てました職員退職基金、これは私のほうの担当の所管でいつもこのことを憂慮してお尋ねしているところですが、合計

2億円基金として充当されておりますけれども、今議会にたしか退職勧奨による退職債の予算が1億3,800万、正確じゃありません、1億3,000万台計上されていたと思いますが、これに関して、町のほうの手出しする分の金額は、これは3月の補正あたりで出てくるだろうと思います。このことについては、間違っていれば後でご指摘ください。

それと23年度の予算編成が今既に始まっているだろうと思いますが、23年度の退職者の予定に対する新年度予算の中にも当然退職基金を使わなければならない状態になってくるとと思いますが、これほんとに予算のところではよほどこちらが尋ねなければわかりにくいところがありますし、予算では多分基金を持ってくるだろうと思いますが、そういう意味では、この基金はもう今年度中にこの2つは取り崩さなければ現金として使えなくなるのではないのでしょうか。そのことをちょっと確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

では、職員退職基金でのご質問ですので、私がお答えいたします。

要するに、議員さんが言われますのは、22年度の当初予算に退職基金の取り崩しを6,970万上げておると。では、21年度末の基金残高は2億5,872万3,000円、そのうち2億をこの仕組み債を買っておるから、現実に取り崩せんでしよう。予算は6,900万上げながら、その残高は5,800万しかない。その差額はどうするんねということでしょうが、これは9月の議会でもお答えしましたように、2億の職員退職基金のうち幾らかはこの仕組み債に充てる基金は振りかえが可能であると、これで十分賄えます。

それから、今年度勧奨退職によりまして当初想定していなかった方々の退職手当が必要になりました、確かに。今回の補正予算に計上しておりますが、結果的にはその増額する退職金についてはすべて退職手当債で賄うと。一般財源の一時的な投入はないということであります。

それから、23年度以降の退職手当の云々については、財政上の資金繰りですので、ちょっと財政課長のほうからお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

23年度のヒアリングは来週から始まるわけですがけれども、全体の収支を見ながら基金の取り扱いについては収支不足を生じた場合にどの基金からどういう額を持っていくかというのは、その時点で検討したいと思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

私が言いたいのは、確かに全体の基金はその中でいろいろ振りかえはできるでしょう。ところが、もともと目的基金として使っていたその中の余剰金がこういうのに使われたというふうに考えるならば、これが先ほど来早期償還期限を3年とか5年とかしたとしても、こういう実態の中でかき集めて、表現はちょっと悪いですが、目の前に3%というかなり有利な、もうほんとに棚ぼた式のパーセンテージを目的

前に表示されて、それで買われたのではないかと、そういうふうに私は憂慮するところですが、もう基金に関してはそちらのほうで今後やっていくとおっしゃいましたが、私が退職基金のことを言ったのは、この一般会計のほうからどうのこうのという、今その状況の話をしているのではなくて、ここに充当されている債券購入に充てられているそれぞれ1億円ずつの2億円は、もう来年度の予算編成のときには別のところから振りかえて、ここから退職金もなくなっているでしょうと、資金繰りとしての充当されたものがなくなっているでしょうということをちょっと言いたくて出しました。

それで、最後の質問なのですが、この資料の3ページですが、またもとに戻りまして、起案書としての中身のところで、この説明は先ほど来、あるいは前回の一般質問のときもいろいろ説明いただいたその裏づけなんです。3ページの左側です。この商品の名前は、米ドル為替連動債になっているんです。豪ドルではないんです。これはどういうことなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

この起案については、私も見直したところ、米ドルになっているというのに気がつきまして、前任の担当者のほうにも確認したところ、当初から豪ドルでの話しかしてないので、ただ単に変換ミスだろうということを承知しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

課長、すみません、単なる何ですか、ちょっとはっきりそこが知りたいんですが、前任の管理者は、この大事な決裁文書を単なる何とおっしゃったんですか。もう一回。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

勘違いによる変換ミスだろうということを申しておりました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

これ町長、どういうふうに理解すればよろしいんですか。確かに私たちは先に豪ドルと米ドルというふうで、豪ドルを先に3月に買ったと。ところが、これは当初、担当者がつくったものではありませんが、この決裁を受けて、少なくとも3億円が拠出されているんですが、この銘柄が間違っているのが単なる変換ミス、変換ミス、ちょっと考えられません。漢字の打ち間違いの変換ミスならわかりますが、米ドル、豪ドル、どういうふうに変換ミスしたのか、どういう理由でしょうか。そこは課長は前任の課長にもう少し追求されたのでしょうか。

それと、これを気がついて、これを修正するとかそういうのを私が事務上どうなのかというのがありますが、このこと、変換ミスということではちょっと私も納得できません。そのことだけ、確認されたかどうかだけご返事をください。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

本人には確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この決裁が行われた後、現金支出がされております。それも町長まで行っているんですが、この銘柄名を間違っているということは、これは私大きな問題だと思います。それが仮に在任中あるいはその後に気がつかれたとしても、私がここに出すまでそれが何らかの事務処理がされてないということはどういうことなのか町長にお尋ねします。なるべく手短にお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

前回の岡議員の一般質問の中でございましたように、まずこれがペイオフ対策であると。そして初めて取り組んだ基金運用であるということで、当事者、会計管理者のみが銀行なりと打ち合わせし、いろんな説明を聞き、資料をもらいいろいろやっている。そして、合議をされた方たちというのは、結局恐らく資料もなかった。会計管理者と口頭で。だから、米ドル、豪ドルというような、果たしてぱっと言われてもピンとこない。ふだんそういうような、結局仕組み債を購入した時点においてよく勉強ができてなかったというのも事実だろうと思います。内容について、こういうように、昨年来よりこの仕組み債のことが大きくマスコミから取り上げられるようになって、そして結局、ああこういうものであるなというような形で、米ドル、豪ドルというような深い認識は持っていなかったというふうに私は受けとめております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。もう最後です。

○議員 6番 岡 夏子君

はい、あと11秒です。これは最終的に決裁をされている、町長がとにかく3億円、この1つをとっても3億円支出しております。責任は大だと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。再開は40分から。14時40分から行います。

午後2時30分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

こんにちは。1番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、男性の介護教室についてお尋ねいたします。

1、男性の介護者、また老老介護も増加していると言われており、サポートの意味からも、講座とともに実技を交えた介護法の教室を実施できないかお尋ねいたします。

2、男性介護者のための情報交換会を実施できないかお尋ねいたします。

大きな2点目といたしまして、北九州市営バスの運行についてお尋ねいたします。

1、北九州市交通局は、2011年から15年度の市営バス事業経営計画案を提示し、運賃の値上げについてと、79路線に上っている不採算路線の統廃合、その他2012年度をめどに見直す案が発表されたようだが、計画案発表後、芦屋町に説明があったのかどうかお尋ねいたします。

2点目、時刻表が変更になっておりますが、時間の変更とともに内容の変更があったのかどうかお尋ねいたします。内容というのは便数等でございます。

3、時刻表の配布がなされていないように思いますが、中止されたのか。もし中止されたのであればその理由をお尋ねいたします。

4、町民への周知があったのかお尋ねいたします。

大きな3点目といたしまして、ヒトT細胞白血病ウイルス（HTLV-1）の母子感染を防止する対策についてお尋ねいたします。

1、母子感染を防止するため、ウイルスの抗体検査を肝炎やエイズウイルスなどとともに妊婦健診のときの標準的な検査項目に追加し、公費で実施するよう都道府県、政令市などに通知がなされていると聞いておりますが、町への通知は来ているのでしょうかお尋ねいたします。

2、今年度は特例交付金の枠組みで実施するとありますが、町の取り組みについてお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

男性の介護教室につきましてお答えいたします。

まず1点目の、男性の介護教室の実施についてですけれども、男性に限定したものに限らず、介護の実技などを交えた介護教室につきましては、介護保険制度が始まる以前は実施されていたようではありますが、現在では町の事業としては実施しておりません。

福岡県介護実習普及センター、これは中間市のほうにあるんですけれども、こちらが実施しております介護教室や民間の事業所のほうで実施されております無料の介護教室、このような教室を広報等でお知らせしていることにとどまっております。

現在、高齢者を対象としました生き生き昼食会、これを町内各地域で行っておりますけれども、この中で各種の講話などもあわせて実施しております。この際に希望する講座などのアンケート調査を行っているわけではありますが、この中で介護教室の希望というのがこれまで余り上がってきかなかったということで、近年は実施しておりません。1つには、看護が必要となった場合、介護保険でヘルパーを利用される際などに、個別に指導を受けているのではないかとすることは想定されま

すけれども、いずれにしても、このような講座を行ってほしいというようなご要望があるのであれば実施することに問題はないというふうに考えております。

2点目の男性介護者の情報交換会についてお答えいたします。

自宅などで介護を行っている方々の心のケアの必要性が近年求められております。特に男性の介護者につきましては、介護のストレスから介護放棄あるいは虐待につながるケースもありますので、在宅介護における課題の1つであると言われております。男性に限らず心のケアを必要としている介護者に対する支援の1つとして、介護者による情報交換会、あるいは情報交換会などが行われておりますけれども、現在のところ、このような方々を支える民間の団体においては行われているようですが、行政としての取り組みは特に行われておりません。

先ほどお話がありました介護教室などを開催した際にあわせて情報交換会を実施することなどが考えられますけれども、行政としましてどのように今後支援していくかというのは今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

件名2の北九州市営バスの運行についてお答えいたします。

要旨1点目でございます。北九州市交通局が市営バス事業経営計画案を発表しております。この計画案発表後、芦屋町に説明があったのか尋ねるとのご質問でございます。北九州市営バス事業経営計画、計画期間につきましては、平成23年度から27年度の5カ年計画でございますが、この分につきましては、この素案が11月10日から12月9日までの間、パブリックコメントが実施されています。本日までとなっております。

その後、北九州市交通局におきまして意見等を内容整理されまして、計画案ができ上がります。その案を市議会への提案がされることになるというふうに思っております。

現在の計画素案でございますが、この内容について、11月12日に北九州市交通局から事務レベルで概略の説明がありまして、11月20日には町理事者へ北九州市交通局から来庁されまして、市営バス事業経営計画素案の概略について説明がありました。

続きまして、要旨2点目でございます。時刻表の変更の関係でございますが、時間の変更とともに内容の変更もあったのか尋ねるとのご質問でございますが、10月4日にダイヤ改正が行われておりますが、この改正は本年4月3日に改正が行われましたダイヤの微調整の改正となっております。例年行われていますように、春に改正されましたダイヤに対する利用者、特に通勤・通学の利用者の方でございますが、その方たちからの意見・要望によりまして、半年後に検討を加え、必要に応じて改正をされているようにあります。この微調整によりまして、各バス停の時刻が若干ではございますが前後しているようにあります。

なお、便数につきましては、粟屋発の平日便で2便の増となっております。

要旨3番目でございます。時刻表の配布の関係でございますが、中止したのか。中止したとすればその理由を尋ねるとのご質問でございます。

時刻表の配布は中止しておりません。21年春の改正分までは役場1階ロビーの総合案内で主要バス停掲載分の時刻表を希望者にお渡ししていましたが、日ごろか

らバスを利用されています利用者から、利用するバス停の時刻表のみのご希望が多いこともありまして、22年春の改正分から、ご希望のバス停の時刻表を環境住宅課窓口でお渡しをしております。

続きまして、要旨4番目の町民への周知はあったのかのご質問でございますが、住民の方への周知は、今回の体制につきましては、交通局からの連絡等がないために広報紙等で掲載は行っておりません。

なお、交通局のほうで各バス停に改正のお知らせと改正時刻表がバス停に事前に掲示されておりました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

要件3点目、ヒトT細胞白血病ウイルスの母子感染を防止する対策について、要旨1、母子感染を防止するためウイルスの抗体検査を肝炎やエイズウイルスなどとともに妊婦健診時の標準的な検査項目に追加し、公費で実施するよう、都道府県、政令市などに通知がなされていると聞いているが、町への通知は来ているのかというお尋ねですが、平成22年10月6日付で妊婦健康診査の実施についての一部改正についての件名で厚生労働省より県を経由して通知がっております。

なお、その内容についてですが、1つはウイルス抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加すること。もう一つは、抗体検査を妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とするとのこととです。

要旨2点目、今年度は特例交付金の枠組みで実施するとあるが、町の取り組みについてお尋ねしたいということですが、まず、妊婦健康診査については、現在、全額公費負担でありますので、ご本人は無料でございます。ご本人は全額無料で受けております。妊婦健康診査は全部で14回、10カ月余り14回実施するようになっております。そのうちの財源措置として1回目から5回目までが地方交付税措置、6回目から14回目までは特例交付金措置となっております。それから、抗体検査を、今度追加される検査項目ですが、抗体検査を単独で行うと約2,200円程度の費用がかかりますが、エイズ検査や肝炎検査等、1回目にこれは行うんですが、同時に行うと850円で済むということになっております。

また、特例交付金はどういう仕組みになっているかと申しますと、国が2分の1、町が2分の1の費用負担をする制度でございます。したがって、1回目で受けると850円で済みますが、交付金を受けるために6回目以降にすると町は1,100円の負担になるということになります。したがって、町の負担を考えますと、特例交付金の対象となる6回目以降の検査ではなく、1回目の検査として行いたいと思っております。

実際の取り組みについてですが、23年1月、来月、23年1月に福岡県下一斉、ほぼ一斉に実施いたします。既に県医師会とは1回目に追加検査を行う。単価850円ということで協議を終えておりますので、あとは変更契約を結ぶだけとなっております。町としては、もちろん来年1月、23年1月より、1市4町、中間市遠賀郡の中で協議の上、同一の取り組みで1月より母子手帳を取りにこられた方から、要するに新妊婦の方から適用していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、まず1項目ずつからお願いしたいと思います。

今回、男性の介護教室についてを議題といたしましたのは、男性の看護者、また最近では老老介護も増加していると言われております。そのサポートの意味からも講座とともに実技を交えた介護法の教室を実施できないかというのが私の希望でございます。

男性介護と支援者の全国ネットワーク事務局長の津止正敏立命館大学教授のお話の中に、主な介護者に占める男性の割合は年々ふえ続け、1998年には18.9%と5人に1人だったのが、9年後の2007年には32.3%と3人に1人が男性となっており、その数は100万人を超えているとも、厚生労働省の調査による結果をもとに発表されております。

それを見ましても大変な事態だなというのを読みながら、ずっと私も目を追っていったんですが、その中で同居介護者の内訳を見ると、42年前の1968年の調査では、介護者の約半数を子の配偶者というから嫁の立場になると思います。占めており、また77年の調査では、子の配偶者と妻、娘が8割を占め、夫と息子は1割にも満たない状態でしたと、以前は。42年前はそのような状況であった。それが2007年の調査では、子の配偶者、妻、嫁が55.3%と減り、逆に夫と息子は23.1%と3倍近くにふえております。

その中で、この人のおっしゃるのは、男性の介護者がふえている背景には、家族構成が大きく変わってきたことがあります。1986年の時点で半数近くを占めていた3世代家族が2009年には17.5%と大きく減少し、変わって単独世帯、夫婦のみの世帯が7割以上になっています。家族の少人数化によって家族に介護が必要な人が出た場合、だれが介護を担当するか選択の余地のない状況になっているのが現在のようにあります。

その中で、3つに分けてこの方が取り上げておられるのは、やはりストレスから不幸な事件が最近起こっております。それから、看護者を支援する法律の整備も国では求められているわけですが、男性の介護者がふえることでさまざまな問題点が3つを定義されているのが、まず1点目が老老介護である。それから、夫婦のみの世帯がふえているので、その約半数がともに65歳以上の高齢世帯であるということ。妻が倒れた場合、自分自身も心身に不安がある年長の夫が年少の妻を介護するケースがふえている。また、90歳から80歳台の親を70から60代の息子が介護している例は数多くあります。そういった中で、何の介護のそういった知識もなく、直面するところに大きな悲劇を生んでいくわけでございます。

2点目に、介護者の生活能力の欠如ですとおっしゃっている。今まで妻に——ここ男性の方が多うございますので、今まで妻に家庭のことは任せっきりで、突然妻が倒れたら生活のことが何もできない。炊飯器や洗濯機のスイッチの入れ方がわからない。ごみ出しの日も知らない。銀行口座もわからない。男性介護へ調査によると、一番困るのが炊事と裁縫との答えであったようでございます。どんなでしょうか、皆さん。男性の人がたくさんいらっしゃいます。3点目に多いと、この方おっしゃっている、私が言ってるわけじゃありませんので誤解なきように。

3点目は、介護と仕事の問題です。夫婦だけの世帯で妻が倒れた場合、介護者の夫や未婚の息子が仕事をしている場合は、仕事をやめたり仕事の規模を縮小したりしなければなりません。介護、看護を理由に離職・転職した男性は27年のデータ

では2万5,600人に上っております。もうほんとに現実として受けとめていかなきゃならない深刻な問題が目の前にあるということです。

それから、夫や息子は介護の経験も知識もありません。こういったことがストレス、絶望につながり、介護殺人など不幸な事例のきっかけになったりします。

また、介護保険制度というのは、どちらかといえば家庭介護ということで主にやっておりましたので、若い人がいて介護もできるということの想定の中で家庭介護も言ってきたんだらうと思えますけれども、食事も満足につくれない高齢者が高齢者を介護する前提に立っていませんという、ここはちょっと耳の、国会議員にとっても耳の痛いところであろうかと思いますが、そういった観点において、私たちがボランティアを立ち上げたときに、日赤の看護婦さんが来ていただきまして介護実習を行っていただきました。その介護実習は——看護実習です。介護じゃなくて看護実習を6回分けて行っていただきました。そのときは、介護保険制度が始まる前だったんですけども、17名の中に男性の方がお二人いらっしゃいました。ほんとすばらしいなと思いつつながら、ほんとにいい経験をさせていただいたことがあります。着物を着がえさせる、寝込んでいるところを着がえさせるところとか、歯の磨き方とか髪の毛の洗い方とか、すべて実技と講習を交えて行っていただきましたので、これは今後、やはり今言いましたように、男性の方、特に今までお仕事お仕事を家族を守ってこられただけに、家のことができていないというのは、これはまた当然の理であろうかと思いますが、現実はまだ逆転しつつありますので、男性でもやっていかなきゃならない、そのときにやはり介護実習というものをぜひ行政で取り上げていただきたいと再度お願いしたいんですが、この点、今るる申し上げた中で再度のご返事をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

先ほど申しましたとおり、そういったご要望があればいつでもこういった講習というのは行うことは可能でございますので、前向きに検討したいと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

そうですね。ご希望はご自分からなかなかないと思います。その余裕すらないままに介護を続けておられる方はたくさんいらっしゃるのではないかと、このように思いますので、やはり男性介護のための次の文言にも入りますけれども、情報を交換するだけでも気持ちは、解決はしないんですけども晴れるのではないかと。女性は特に、いろいろありますと聞いていただくだけで半分は解決したような気分になっちゃうという、これはもう女性特有のものかも知れませんが、悩みを共有するというのか、問題点を提議して聞いていただく。また、相手の方の悩みも聞かせていただく。それで自分の、ああうちがもう少しいいとか、あ、うちはもっとひどいとか、そういったものを、気持ちをお互いに話せる場所があれば、これはほんとにほっとするのではないかなという思いがありますので、これはぜひ前向きに取り上げていただきたいことを希望いたします。

それでは、2点目でございますが、市営バスの運行については、これはもう以前から問題視、私も何回か取り上げたことがあります。前回取り上げたときも、やはり北九州市営バスが何本か路線を廃止するという中に芦屋町も入っていたんです。

この度の路線廃止、79路線配置の中に芦屋町が1つのターゲットに入っているのかどうか、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

以前から、存続か廃止の問題になっています路線の中、芦屋町には粟屋路線とはまゆう路線がございます。この中で、はまゆう団地路線についても今回のこの見直しの検討路線の中に含まれているというふうな申し入れがっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

11月4日付の新聞の中には、もう市議会建築消防委員会で報告がなされたというふうに書いてあります。だから、先ほどパブリックコメントということでございましたが、これはまた後ほど報告があるということでしょうか。

それと、11月20日に概略ご説明があったということで、その中で、芦屋町で検討なされた事項というのはどういったことの検討がなされたのかお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

現在行われておりますパブリックコメント、この結果については、報告等があるものというふうを考えております。そして、路線の廃止の関係についての本町内の検討をしているかといったことではございますが、正式にはまだその辺の検討等はさせてもらっておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

車に乗っておられる方はさほど関係——関係がないとは申し上げませんが、余り必要性、もちろん必要性はないわけですね、お車に乗られるわけですから。バスしか利用できない私、また高齢者の方とか、バスを利用されている方はもうほんとにこれが、ダイヤ改正が一番気になるころなんです。雨の降る日は私も浜口から役場まで乗ってきているんですが、9時4分から9時五十何分しかないんです。以前は中間があったからちょうどよかったんですが、やっぱり9時4分じゃちょっと早いかな。早くではいいんですけど、ちょっと早いかなという感じがあって、油断すると、この前二十何分とっていたからバス停に行きましたら、もう全然違っていました。それで私が、変更があったのかなということを感じたんですが、バス停には変更の紙はちょっと、私目の前なんですけど見なかったような気がいたします。風で飛んだのかもわかりませんし、それはちょっと定かではありませんが。

車に乗れない私にとっては、これはもうほんとに足なんです。だから、これが時刻表が変わったり便数の増減、今回は2便ふえているということですから大変あり

がたいんですが、減になったり、それから鶴松どまりだったり、飛び乗ったら鶴松の東小学校の前でおいて、また1区間歩くというケースが、私も慌てて乗っちゃうもんですから、そのようなことが何回かありました。

だから、前回は大変大幅に変更になっておりましたので、学生さんたちも困るんです。折尾から乗って栗屋に帰りたいても、鶴松どまりだったら栗屋ただれかが迎えに来るか歩いて帰るかということしかならないもんですから、これは重大な問題として北九州から提議があった場合においては、やはり真剣に取り組んでいただきたいなど、このように思っております。

それから、時刻表が配布、先ほどいただきましたけれども、内容も先ほど述べておられたように、乗られるところの必要性の方にのみその時刻表をあげているということですが、私の場合においては、役場前までだけが利用するケースではありません。やはり折尾まで、浜口から何時に乗って折尾に何分に着くとか、そういった時刻を見たり、高須まで行くんだったらこれに乗ったら何時に着くとか、そういったのを見るのが時刻表だと、今まではずっとそれでいただいていたので、ほんとにこれのみいただいても大変便利の悪いということしかないわけです。ほんとに必要な方、お金がかかるからやめているのか、希望者がそのような希望をされたと先ほどおっしゃっていましたが、それでこのような形になったのか。何かとって解せないんです、この形になったというのが。もう一度ご答弁いただけませんか。必要性のない方がそんなにあるのでしょうか。必要性がないということは、もうバスの運行も要らないということにつながるんじゃないか。これだったら利用したくても利用できないという問題点も出てまいりますので、もう一度すみません、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

今回の、現在行っておりますバス時刻表の配布の方法でございますが、22年の春から現在の方法でやっておるわけですが、バス利用者の皆様にご不便をおかけしているようにあれば、交通局と再度連絡をとりまして、そして連携のとれる範囲で時刻表のデータを入手した上で、こちらのほうで内容を編成いたしまして、以前に総合案内で配布していましたような時刻表を配布できるように、そういうふうにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

その点はよろしくお願いいたします。その場合において、町民への周知のほうも速やかにやっていただきますことを希望いたします。

このことに対しては、第4次総合振興計画2001年から2010年の中に現況と課題ということで、近年のモータリゼーションの進展等により、バス利用者は減少化傾向にあり、運行便数の増便等について働きかけていますが、採算性等の面から難しいのが現状ですという、その下に主要の施策については、バス交通の充実ということで、バス利用者数の減少により運行便数の増便は難しい状況にありますが、関係機関に対し、今後とも増便あるいは現状維持の方向での働きかけを行っていき

ます。また、交通利便性の向上を図るための施策について検討を行いますというのが、これはもう2001年からの大きな課題なんです。

芦屋町においてはタウンバスもできたり、それから福祉バスとかも運行はされておりますけれども、これがやはり過疎という1つの要因もあるのではないかというのは、私も以前から交通の便というのは、やっぱり不便だから町外へ出るという方のお声も聞くと、やはりここにはどうしてもメスを入れていかなきゃならない大きな課題があると思います。この振興計画の中にもあるわけですから、全体的な立場に立ってこれは検討していただきたい、町長、一言お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

バスの問題でございますが、最後に益田議員言われましたように、芦屋町は国道にも面しておりませんし、JRの駅もございません。ただ、車のない方にとりましてはバスが唯一の交通手段ということは、もう自明の理でございます。そのことは強く認識しておりますので、交通局と十分協議いたしまして、利便性が劣らないというような形をお願いをしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、最後の項目に入らせていただきます。

先ほど、課長のほうから答弁がありましたように、来年の1月からこれが適用になるということで、大変母子にとってはありがたいことだなというのを心から思います。これは、公明党の江田衆議院議員が工学博士でありまして、ウイルスの研究者でございます。以前からずっとHAMという感染症対策の基本法もつくったりいたしておりますが、これ芦屋にもHAMという病気の方が芦屋にもいらっしゃって、私はそのとき初めてウイルス菌が脊髄を冒すということをしたんですが、今回はまた違ったヒトT細胞白血病、何かもう新しい言葉がずっと出てきますので、追いついていけなんですけど、しかし、それが母子感染を防止するためにはウイルスの抗体検査を肝炎やエイズウイルスなどとともに妊婦健診のときに標準的に行っていけば必ず予防できるという、そういったものでございます。

聖マリアンナ医科大学の山野准教授の、これも講演からでございますが、感染者は国内に108万いると言われております。感染者の5%がATLを発症しますが、潜伏期間は40年から50年だそうです。白血病の中で最も死亡率が高く、発症者の平均寿命は約1年で、毎年約1,000人の方が亡くなっておられます。だから、早い時期に、これは母乳から子どもに感染していくわけですから、お母さんの抗体検査をすることによって40年、50年後にその子どもが感染を防げるという。だれがかかるかわからないわけです。

一方、HAMにかかるのは0.3%で、数年から数十年かけて発症します。脊髄が冒される病気で、両足の激痛や排尿障害による痛みはまさに生き地獄だと言われておりまして、残念ながらATLもHAMも治療方法はまだ確立されていませんが、感染の予防が非常に大事になりますということです。

感染経路は母乳を介して母子感染が全体の約60%を占めるそうです。赤ちゃんにとって母乳が大事なものは当然でありますけれども、6カ月以上の長期授乳で20.

5%だった感染率が粉ミルクだけで育てると2%台に減らせることができると言われております。それほど母乳を――感染したお母さんの場合です。感染してなければ別段問題はありますが、それは検査をしないとお母さんが感染しているかどうかというのはわからないんです。ただ、せっかく子どもを授かっても、抗体検査のときに判明する可能性もあるわけです。判明しても、今回は国の特例の交付金というのは1回だけだもんですから、次の2回目のときは実費で払わなきゃならない。これもまた国の大きな施策で、第1段階は突破しましたので、第2段階、第3とやっぱり進めていただきたいなど、このように思うんです。

感染が判明したらお母さんは相当やっぱり悩むと思います。母乳を与えるか否かの判断は母親の自由ですが、しかしこの病気がどれだけ大変なものかも含め、正しい情報は伝えないといけません。感染を告知された母親はさまざまな悩みを抱えています。相談対応のまずさによる医療関係者への不信、母乳を与えないことへの罪悪感や家族の無理解、子どもに感染させてしまった自責の念など、こうした悩みに対し十分に答えられる体制は、残念ながらできておりませんということですが、芦屋町においては、今後この体制づくりをいかがお考えでしょうか。よろしくお願います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

はい。今議員がおっしゃったとおり、ヒトT細胞白血病ウイルスというのは、母子感染、母乳によって確かに感染いたします。したがって、母乳がなければかなりの確率で感染を防ぐことができます。それは議員がおっしゃったとおりなんです。じゃこれをなった場合、どういう対策をとるかということになりますが、これはうちの保健師とも話したことがあります。ただし、保健業務というのは、病気になる前が範囲と。つまり、白血病ウイルスに感染された方というのは、もう既に医療機関の範囲に入っていくということになります。しかし、現在は産婦人科医が当然抗体検査をやりますので、その必要性、かかった方への周知、それから経緯、医療、治療等は産婦人科医の指導によって行えると思っております。したがって、大変申し訳ありませんが、芦屋町で検査までをお勧めすることはできるんですが、その後のフォローとなると、実はほとんどできないような状態であります。

それから、この抗体検査を受けたということは、産婦人科医からは、Aという方は受けたということがありますが、プラスとかマイナスというのは町には報告はありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

確かに大変な課題です。第1段階を突破したことをよしとしなければいけないのかもわかりませんが、耳のどこかにそれを残していただいて、病院もありますしいろんな相談窓口を今後検討していただきたいなど、このように思います。

全国の感染者のうちおよそ半分が九州沖縄地方に集中と言われております。風土病なのかなという、はっきりわからないんです。しかし、長崎県はもう2008年ぐらいからですか、全額公費負担で、長崎が一番多いらしくて、全額公費負担で、既に2008年からやっているということですので、どちらしてもこれは一

主婦の悩みの中からやっぱり相談事として出てきたものが国をも動かしていったという経緯の大きな一つでございます。

何としてもお母さん方、今少子化でもございますし、お母さんの体も大事だし、はっきりわかれば何らかの今からは処置できるような方法もみつかるかもわかりませんし、難病の一つとも言われておりますし、わからないわけですから、せめて子どもにだけは感染させないという予防の周知、それはどうなりますか。母子手帳の中にどんなものを入れて、抗体検査の項目だけでしょうか。お願いします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

はい。今年度から、まだ今現在は自費で受けていただくんですが、お知らせの母子手帳と妊婦健診の補助券を渡すときにこの抗体検査を自費で現在受けていただくようにチラシをつくって、こういうことですよということでお渡ししています。それは現在やっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

ありがとうございました。それでは、一般質問を終わらせていただきます。今後の課題、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。あすも一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 26 分散会